

税務当局によるマネー・ロンダリング対策

西 住 憲 祐

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

平成 22 年に OECD 租税委員会が「重大な犯罪と闘うために税法執行当局と他の法執行当局との協力を促す勧告」を行ったのを始めとして、税務当局がマネー・ロンダリング対策に積極的に関与し、他の捜査機関との情報共有や協力して取り組む体制整備が国際社会の潮流である。我が国のマネー・ロンダリング対策としては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）にマネー・ロンダリング行為の処罰規定を置いており、同法は、犯罪収益の前提犯罪を暴力団等の組織的犯罪や薬物犯罪等の犯罪に限定していたが、平成 29 年の同法改正により、前提犯罪が「長期 4 年以上の懲役刑が定められている罪」等とされたことにより、犯罪収益の前提犯罪に一部の租税犯が含まれることとなった。

このような動きの中、同法改正には、租税犯を前提犯罪とする犯罪収益については、逋脱犯は一般に正当な経済活動から得られた収益について納税を免れる行為であることから、犯罪収益を構成しないのではないか、また、脱税によるマネー・ロンダリング罪は脱税犯に付随する犯罪であり、税務当局の犯則調査の対象となるのかといった論点がある。

本研究では、上記の国際社会の潮流や論点等を整理するとともに、租税犯を前提犯罪とする犯罪収益の概念やマネー・ロンダリング罪に対する犯則調査権限等について研究する。その上で、我が国の税務当局が担うべきマネー・ロンダリング対策の方向性について言及する。

2 研究の概要

（1）逋脱犯とその罪質

逋脱犯は、「偽りその他不正の行為」により、租税を免れたことを構成要件とする犯罪であり、詐欺利得罪（刑法 246 条 2 項）と同じ性質の罪であると解されている。詐欺利得罪の客体は「財産上の利益」であるが、通説・

判例によれば、「財産上の利益」とは財物以外の財産的利益の一切をいい、債権や担保権の取得、労務・サービスを提供させる等の積極的利益のほか、債務免除を受けた（債務の支払を免れた）ことによる利益のような消極的利益も含まれることから、逋脱により租税債務の支払を免れたことによる利益も「財産上の利益」に当たると考えられる。

(2) 組織的犯罪処罰法における「犯罪行為により得た財産」の意義

組織的犯罪処罰法は、犯罪収益について 2 条 2 項 1 号から 5 号に定めており、1 号は「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」と規定し、同号イにおいて「死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）」、同号ロにおいて「別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪」を掲げている。

ここで、「財産」とは「社会通念上経済的価値が認められる利益一般をいう」⁽¹⁾とされているところ、刑法における利益の概念を検討すると、刑法 197 条の収賄、受託収賄及び事前収賄の規定における賄賂について、判例は「賄賂ハ財物ノミニ限ラス又有形タルト無形タルトヲ問ハス、苟モ人ノ需用若クハ欲望ヲ充タスニ足ルヘキ一切ノ利益ヲ包含スル」（大判明治 44 年 5 月 19 日刑録 17 輯 879 頁）と判示している（下線筆者）。そして、賄賂に当たるものとして、金銭、物品、不動産などの有体物のほか、債務を肩代わりして弁済すること、金融の利益、芸者の花代などを含む饗応接待、

(1) 三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』71 頁（法曹会、2001）。

ゴルフクラブの会員権、値上がり確実な未公開株式を公開価格で取得できる権利などの財産上の利益のほか、就職のあっせんの約束、異性間の情交なども賄賂たりうると解されていることから、「一切の利益」とは、①財物、②財産上の利益、③その他の利益（就職のあっせんの約束、異性間の情交等、社会通念上経済的価値が認められないもの）の3つの類型に大別されると考えられる。したがって、「犯罪行為により得た財産」とは、「犯罪行為により得た社会通念上経済的価値が認められる利益一般」、すなわち「犯罪行為により犯人が取得した社会通念上経済的価値が認められる財物、財産上の利益」をいうと考える（上記③は経済的価値が認められないため除かれる）。

（3）マネー・ロンダリング罪及び租税犯の保護法益

組織的犯罪処罰法1条は、「この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。」と規定している（下線筆者）。したがって、マネー・ロンダリング罪の保護法益は、①組織的犯罪の助長を防ぐこと（犯罪組織の維持・拡大への利用、将来の犯罪活動への再投資を防ぐこと）、②健全な経済活動（事業活動に投資されることによる、合法的な経済活動への悪影響を防ぐこと）であると解される。

また、租税犯について、東京大学の金子宏名誉教授は「租税犯は、国家の租税債権を直接侵害する脱税犯（Steuerhinterziehung）と、国家の租税確定権および徴収権の正常な行使を阻害する危険があるため可罰的である

とされる租税危害犯 (Steuergefährdung) とに大別される。」⁽²⁾と述べられる。したがって、租税犯のうち脱税犯の保護法益は国家の租税債権、租税危害犯の保護法益は国家の租税確定権及び徴収権の正常な行使であると考えられる。

(4) 国税庁等の当該職員の犯則調査の対象

国税通則法 131 条 1 項は、国税庁等の当該職員の犯則調査について、「国税庁等の当該職員（以下第二百五十二条（調書の作成）まで及び第二百五十五条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）において「当該職員」という。）は、国税に関する犯則事件（第三百五十五条（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）及び第二百五十三条第二項（調査の管轄及び引継ぎ）を除き、以下この節において「犯則事件」という。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置することができる。」と規定している。ここで、犯則調査の範囲については条文上明示されていないが、「国税の納付、賦課、徴収に直接的な犯則事件」に限るものと解されている⁽³⁾。

(5) 国税庁等の当該職員に犯則調査権限を認める意義

財務省設置法 19 条は、国税庁の任務について「国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。」と規定している。

国税庁等の当該職員に犯則調査権限を認める意義について、慶応義塾大学の佐藤英明教授は、「遁脱罪等の刑事処罰は、申告納税制度への国民の信頼を維持するための、いわば最後の砦であるから、その対象は、国税の適正かつ公平な賦課、ないしは、申告納税制度の維持の観点から、悪質と認

(2) 金子宏『租税法〔第 23 版〕』1119 頁（弘文堂、2019）。

(3) 白井滋夫『国税犯則取締法』101 頁（信山社出版、1990）。

められるものが選ばなければならない。他方、このような観点からの判断を最も適切に行ないうるのは、『内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』（参照、国税庁の任務に関する財務省設置法 19 条）を任務とする国税庁の組織に属する職員であると考えらるることには理由がある。ここに、ある具体的な通脱事案を告発し、刑事処罰の対象とすべきか否かの判断をするための犯則調査手続が、国税庁に属する組織で行なわれていることの意義がある。」⁽⁴⁾と述べられる。

(6) 税務当局によるマネー・ロンダリング対策と法的問題

イ OECD による勧告⁽⁵⁾

OECD は平成 10 年以降 G7 の要請に応え、FATF（金融活動作業部会）と共に税務当局とマネー・ロンダリング規制当局の協力を促進する方法を検討してきた。

OECD はマネー・ロンダリングを含む金融犯罪対策においては「政府一体アプローチ」(whole of government approach) により取り組むべきとし、各対策機関が孤立して活動すべきではないこと、及び、政府一体アプローチにおいては、法律上の障壁（各機関の情報共有の制限又は禁止）、運用上の障壁（手順の非効率性、他機関が必要とする情報が何かについての認識不足等）、政策上の障壁（政府が法律上、運用上の障壁の削減に消極的なこと）が存在するとしている。

そして、政府一体アプローチにおいて税務当局には重大犯罪（脱税、贈収賄、腐敗、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等）の発見、報告における大きな役割が認められることから、その役割を果たすために他機関との情報共有を可能にすることが必要であり、特に FIU の保有する

(4) 佐藤英明『脱税と制裁 [増補版]』456-457 頁（弘文堂、2018）。

(5) OECD. (2017). “Effective Inter-Agency Co-Operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes –Third Edition” OECD Publishing, Paris, pp.28-30, available at <http://www.oecd.org/tax/crime/effective-inter-agency-co-operation-in-fighting-tax-crimes-and-other-financial-crimes.htm>, last visited June 17, 2019.

「疑わしい取引の報告」については、税務当局がそれを最大限有効利用することができる法的枠組みを提供することはもとより、「疑わしい取引の報告」の最大限の有効活用を促進する運用上の構造や手順にも目を向けるべきであること、また、重大犯罪（腐敗、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等）の嫌疑については、税務当局から関係法執行機関又は FIU に対する報告を義務化することなどを勧告している。

ロ 政府一体アプローチの例

政府一体アプローチの例として、オーストラリアにおけるウィッケンビー・プロジェクト（project wickenby）が挙げられる。ウィッケンビー・プロジェクトはオフショアの秘密保持契約の濫用の促進又は参加を防止することにより、オーストラリアの金融及び規制制度の健全性を保護することを目的として平成 18 年に設立されたタスクフォースである。オーストラリア国税庁がプロジェクト全体の主導機関であり、他にオーストラリア犯罪委員会（平成 28 年 7 月 1 日にオーストラリア刑事諜報委員会となった）、オーストラリア連邦警察、オーストラリア証券投資委員会、連邦検察庁、AUSTRAC（FIU）、司法省、オーストラリア政府弁護士などが参加し、国内及び国際機関と協力し、結果として 76 人が告発され 46 人が有罪判決を受け、9 億 8,567 万豪ドルが回収され、平成 27 年 6 月 30 日に終了した。ウィッケンビー・プロジェクトに関し、1953 年税務行政法において、オーストラリア国税庁が保有する納税者情報のウィッケンビー・プロジェクトに対する開示を一定の場合に認める法改正が行われた。

なお、ウィッケンビー・プロジェクトの成功を基盤に、平成 27 年 7 月 1 日に重大な金融犯罪を対象とした複数機関によるタスクフォースである重大金融犯罪タスクフォース（Serious Financial Crimes Taskforce）が始動している。

ハ 守秘義務と告発義務

情報の共有について、名古屋経済大学の本庄資名誉教授は、『守秘義

務』と『告発義務』の法的義務の衝突をめぐる法解釈について学説が対立し、これによって各省庁間の『連絡』『情報の共有』が妨げられている。」⁽⁶⁾と述べられる。

守秘義務について、国家公務員法 100 条 1 項は「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定し、さらに国税通則法 127 条は「国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第三百十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定している。

これに対し、告発義務について、刑事訴訟法 239 条 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定している。

両者の関係につき、慶應義塾大学の安富潔名誉教授は「公務員が職務上知り得た秘密に属する事項については、103 条、144 条との均衡上、告発の義務を負わないものと解される。しかし、その事項を告発して犯人の処罰を求めることについての公益上の要請が強い場合には、告発を行っても、法令による正当な行為として国家公務員法 100 条等の守秘義務に関する規定に違反するものではないと解される。」⁽⁷⁾と述べられる。

刑事訴訟法 103 条は「公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収

(6) 本庄資『国際租税法—概論—〔第 4 版〕』788 頁（大蔵財務協会、2018）。

(7) 安富潔『刑事訴訟法 第 2 版』80-81 頁（三省堂、2013）。

をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定し、刑事訴訟法 144 条は「公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定している。そして、「国の重大な利益を害する場合」については、「国の重大な利益を害するかどうかは、監督官庁にその認定権がある。その事実が公開されることによって国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のある場合、公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがある場合、その他各種行政の運営上著しい支障を生ずるおそれのある場合等がこれにあたる」⁽⁸⁾と解されている。

ここで、東京高裁平成 7 年 7 月 19 日判決・税資 213 号 193 頁は、「税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである」と判示していることからすれば、納税者等の秘密を漏らすことは刑事訴訟法 103 条、144 条の「国の重大な利益を害する場合」にあたると考えられ、原則的に告発義務より守秘義務が優先すると考えられる。ただし、そのような納税者等の秘密を関係政府機関に情報提供しなければ国の安全又

(8) 松尾浩也監修・松本時夫ほか編著『条解刑事訴訟法〔第 4 版増補版〕』 214 頁（弘文堂、2016）。

は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のある場合、公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがある場合にあっては、公益上の要請がきわめて強いと考えられることから、守秘義務より告発義務が優先すると解すべきである。

3 結論（まとめ）

（1）組織的犯罪処罰法の平成 29 年改正に伴い生じる論点

イ 遁脱により納税を免れることにより得られた利益は組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」に当たるか

組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号の「犯罪収益」の定義における「犯罪行為により得た財産」とは、「犯罪行為により犯人が取得した社会通念上経済的価値が認められる利益一般」をいい、これには「財産上の利益」も含まれる。「財産上の利益」には、詐欺利得罪（刑法 246 条 2 項）における、詐欺により債務免除を受けた（債務の支払を免れた）ことによる利益のような消極的利益も含まれることから、遁脱により租税債務の支払を免れたことによる利益もこれに当たると考えられる。したがって、遁脱により租税債務の支払を免れたことによる利益は、組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」に該当する。

また、遁脱によって納税を免れたことによる利益は、犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されることによって合法的な経済活動に悪影響を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、それを犯罪収益に含めないとするのは、組織的犯罪処罰法の趣旨に鑑みても不合理である。

ロ マネー・ロンダリングの調査は国税通則法 131 条 1 項に定める犯則調査の対象となるか

国税通則法は、国税庁の当該職員による国税の犯則調査の対象について明示していないが、犯則調査の対象は国税の納付・賦課・徴収に直接的な犯則事件に限ると解されており、マネー・ロンダリング罪は国税の納

付・賦課・徴収に直接的な犯則事件とはいえないと考えられる。また、マネー・ロンダリング罪と租税犯では、保護法益が異なり、それぞれの保護法益、及び、財務省設置法 19 条において定められる国税庁の任務を鑑みると、各犯罪について刑事罰の対象とすべきか否かを適切に判断し得るのは、マネー・ロンダリング罪については警察官及び検察官であり、租税犯については国税庁等の当該職員であると考えられる。したがって、税務当局の犯則調査対象にマネー・ロンダリング罪の調査は含まれない。

(2) 税務当局によるマネー・ロンダリング対策の方向性

マネー・ロンダリング、テロ資金供与、腐敗などの重大な金融犯罪の調査には、複数の関係法執行機関が協力して取り組む政府一体アプローチが求められ、さらには外国当局との協力も必要とされる。したがって、これらに対する取組については、複数の関係政府機関によるタスクフォースを設立し、必要に応じて守秘義務の解除を検討していくという方向性が考えられる。

また、刑事訴訟法 239 条 2 項（公務員の告発義務）を根拠に関係政府機関へ一律的な情報提供を行うことは困難であり、個々の犯罪について公務員の告発義務と守秘義務の関係を検討し、相対する公益を比較衡量すべきである。比較衡量に当たっては、マネー・ロンダリング罪の趣旨、保護法益（①組織的犯罪の助長を防ぐこと（犯罪組織の維持・拡大への利用、将来の犯罪活動への再投資を防ぐこと）、②健全な経済活動（事業活動に投資されることによる、合法的な経済活動への悪影響を防ぐこと））に鑑み真に情報提供が必要なものかを検討する必要があるとともに、その検討等を行う専門部署を税務当局内に設けることなどを検討すべきと考える。情報提供すべきものとしては、国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のあるもの、公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがあるもの、組織的な犯罪集団が関連する犯罪や、国際組織犯罪防止条約において犯罪化が義務付けられている罪、例えば公務員、外国公務員の贈収賄等に係る情報は提供すべきと考えるが、犯罪収益が個人的な遊興費として費消されてい

た場合などは組織的犯罪処罰法の趣旨になじまないと考えられることから
情報提供対象から除外すべきと考える。

目 次

はじめに	121
第 1 章 マネー・ロンダリング対策の国際的潮流	123
第 1 節 沿革	123
第 2 節 国際的な連携	126
1 FATF (Financial Action Task Force)	126
2 エグモント・グループ (Egmont Group)	132
3 J5 (Joint Chiefs of Global Tax Enforcement)	133
4 ウォルフスバーグ・グループ (Wolfsberg Group)	134
第 3 節 マネー・ロンダリングの手法と対策	140
1 一般的なマネー・ロンダリング	140
2 プロフェッショナル・マネー・ロンダリング	141
3 マネー・ロンダリングの手法等	144
第 4 節 小括	151
第 2 章 日本におけるマネー・ロンダリングと法制度	152
第 1 節 マネー・ロンダリングに関する法制度の概要	152
1 麻薬特例法	152
2 組織的犯罪処罰法	153
3 犯罪収益移転防止法	166
第 2 節 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事件の概要	168
1 マネー・ロンダリング事件の検挙状況	168
2 検挙されたマネー・ロンダリングの手口	170
3 暴力団構成員等及び来日外国人の関与	171
第 3 節 組織的犯罪処罰法及び国税通則法等の諸論点	173
1 遁脱により納税を免れたことによる利益は組織的犯罪処罰法における 犯罪収益を構成するか	173
2 税務当局の犯則調査権限にマネー・ロンダリング罪の調査は含まれる	

か	188
3 脱税の実行行為（虚偽の確定申告書提出等）より前に行われた仮装・隠蔽行為をもって、組織的犯罪処罰法 10 条犯罪収益等取得事実仮装罪等の実行行為と認定することができるか	194
第 3 章 税務当局によるマネー・ロンダリング対策の方向性	197
第 1 節 各国の金融犯罪に対する取組状況等	197
1 租税犯罪及びその他の金融犯罪と闘う組織モデル	197
2 情報の共有	206
3 協力強化モデル	208
第 2 節 OECD 勧告	217
1 概要	217
2 OECD 勧告と諸外国の取組	218
第 3 節 守秘義務と告発義務	219
1 告発義務	220
2 守秘義務	221
3 告発義務と守秘義務の関係	222
4 考察	224
結びに代えて	226

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、平成 31 年 4 月 1 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
麻薬及び向精神薬の不正使用の防止に関する国際連合条約	麻薬新条約
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約	パレルモ条約
テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約	テロ資金供与防止条約
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）	麻薬特例法
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）	組織的犯罪処罰法
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	犯罪収益移転防止法
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年 4 月 26 日法律第 32 号）	金融機関等本人確認法

はじめに

平成 22 年に OECD 租税委員会が「重大な犯罪と闘うために税法執行当局と他の法執行当局との協力を促す勧告」を行ったのを始めとして、税務当局がマネー・ロンダリング対策に積極的に関与し、他の捜査機関との情報共有や協力して取り組む体制整備が国際社会の潮流である。我が国のマネー・ロンダリング対策としては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）にマネー・ロンダリング行為の処罰規定を置いており、同法は、犯罪収益の前提犯罪を暴力団等の組織的犯罪や薬物犯罪等の犯罪に限定していたが、平成 29 年の同法改正により、前提犯罪が「長期 4 年以上の懲役刑が定められている罪」等とされたことにより、犯罪収益の前提犯罪に一部の租税犯が含まれることとなった。

このような動きの中、同法改正には、租税犯を前提犯罪とする犯罪収益については、遁脱犯は一般に正当な経済活動から得られた収益について納税を免れる行為であることから、犯罪収益を構成しないのではないか、また、脱税によるマネー・ロンダリング罪は脱税犯に付随する犯罪であり、税務当局の犯則調査の対象となるのかといった論点がある。

本研究では、上記の国際社会の潮流や論点等を整理するとともに、租税犯を前提犯罪とする犯罪収益の概念やマネー・ロンダリング罪に対する犯則調査権限等について研究する。その上で、我が国の税務当局が担うべきマネー・ロンダリング対策の方向性について言及する。

はじめに、第 1 章において国際的なマネー・ロンダリング対策の沿革及び潮流、マネー・ロンダリングの手法等について概観する。第 2 章においては、我が国におけるマネー・ロンダリングに関する法制度及び組織的犯罪処罰法におけるマネー・ロンダリング罪に関する近年の検挙状況等について概観し、さらに、組織的犯罪処罰法が平成 29 年に改正されたことに伴い生じる諸論点について検討を行う。第 3 章においては、税務当局によるマネー・ロンダリング対策について、諸外国の取組状況を概観しつつ、我が国の税務当局による対策の方向性

について検討を行う。

第 1 章 マネー・ロンダリング対策の国際的潮流

警察庁によれば、「マネー・ローンダリング (Money Laundering: 資金洗浄) とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。」⁽⁹⁾とされる。また、FATF⁽¹⁰⁾ (金融活動作業部会) によれば、「多くの犯罪行為の目的は、その行為を実行する個人又は組織に利益をもたらすことである。マネー・ロンダリングとは、これらの犯罪による収益の違法な起源を偽装する行為である。」⁽¹¹⁾とされている。国連薬物犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime) によると、1 年間で世界の GDP の 2% から 5% (8,000 億米ドルから 2 兆米ドル) がマネー・ロンダリングされていると推定されている⁽¹²⁾。

本章では、マネー・ロンダリングの概要及び国際的なマネー・ロンダリング対策の沿革等について概観する。

第 1 節 沿革

マネー・ロンダリングは、最初に米国において 1970 年の RICO 法 (USC18 編 1961 条) や 1986 年のマネー・ロンダリング規制法 (Money Laundering Control Act) (USC18 編 1956、1957 条) の制定を機に論じられるようになり、1988 年の国連麻薬新条約の採択によりその言葉が世界的に定着するに至った

(9) 警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書 (平成 30 年)」1 頁 (https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2018.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(10) FATF については次節参照。

(11) FATF, What is Money Laundering?, <https://www.fatf-gafi.org/faq/moneylaundering/>, last visited June 17, 2019.

(12) United Nations Office on Drugs and Crime, Money-Laundering and Globalization, <http://www.unodc.org/unodc/en/money-laundering/globalization.html>, last visited June 17, 2019.

といわれる。

米国では 1960 年代から、犯罪組織が非合法の分野だけでなく合法的な経済活動等にも影響を及ぼすようになってきていることや、薬物の不正取引が巨額の不法収益をもたらしていることなどが大きな問題として認識されるようになり、1970 年に組織犯罪規制法、包括的薬物乱用防止規制法が制定されるとともに、銀行秘密法が改正された。組織犯罪規制法は、いわゆる RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) 等から構成されており、薬物不正取引等のラケッティア活動によって得た不法収益を組織活動に投資することなどを新たな犯罪類型とする規定や不法収益の没収規定等が定められ、包括的薬物乱用防止規制法においては薬物不正取引の処罰を強化するとともに、薬物不法収益の没収規定等が定められた。銀行秘密法においては、金融機関等は内国歳入庁 (IRS : Internal Revenue Service) に対して 1 万ドル以上の現金取引の報告を行うことが義務付けられ、また、疑わしい取引についても届け出ることが義務ではないものの奨励されることとなった。しかし、マネー・ロンダラーは、不法収益を分割し報告される基準を下回る金額で金融機関を使って海外送金や預金を行うこと⁽¹³⁾などによってマネー・ロンダリングを続け、また、マネー・ロンダラー自身は前提犯罪に関与していないケースも多く、既存の処罰規定だけでこれらの者を検挙することには限界があったことなどから、1986 年にマネー・ロンダリング規制法が制定され、マネー・ロンダラーの活動そのものが犯罪化されることとなった⁽¹⁴⁾。

国際社会においても麻薬汚染の国際的な広がりや危機感をもって受け止められ、特に、国際的な薬物密売組織による不正取引に関して、組織の資金基盤への打撃、すなわち薬物密造・密売収益の没収やマネー・ロンダリングの取締りが重要であると考えられたことから、1988 年 12 月に「麻薬及び向精神薬の不正使用の防止に関する国際連合条約」(以下「麻薬新条約」という。)が採択され、

(13) このような手法はスマーフィング (smurfing) と呼ばれる。

(14) 桐原弘毅「米国のマネーロンダリング取締り」警察学論集第 49 巻第 10 号 81-84 頁 (1996)。

薬物犯罪による収益の隠匿等の行為を犯罪化することや、これを剥奪するための制度を構築することを締約国に義務付けた。また、平成元年 7 月のアルシュ・サミットで、薬物犯罪に関するマネー・ロンダリング対策における国際協力の強化のため、先進主要国を中心として金融活動作業部会（FATF : Financial Action Task Force）が設立された。FATF は 1990 年 4 月、各国における対策を調和させる必要から、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ロンダリング対策の基準として「金融活動作業部会のマネー・ロンダリングに関する 40 の勧告（THE FORTY RECOMMENDATIONS OF THE FINANCIAL ACTION TASK FORCE ON MONEY LAUNDERING）」（以下「40 の勧告」という。）を策定した。

1990 年代には、組織犯罪の国際的な広がりが国の安全を脅かす存在として認識され、国連を中心として条約の検討が行われる一方で、1995 年 6 月、ハリファクス・サミットでは、国際的な組織犯罪対策として、薬物取引だけでなく重大犯罪から得られた収益の隠匿を防止する対策も必要であるとされた。FATF は 1996 年 6 月、「40 の勧告」を一部改訂し、マネー・ロンダリングの前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ロンダリングの対象となるもの）を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大すべきだとした。また、1998 年 5 月のバーミンガム・サミットにおいて、マネー・ロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する資金情報機関（FIU: Financial Intelligence Unit）を各国に設置することが参加国間で合意された。

また、テロへの対応においては、未然防止が特に重要であり、テロ組織の活動を支える資金供給の遮断と資金供給ルートの解明、国際的な連携が必要なことはマネー・ロンダリング対策と同様であると考えられた。1999 年 12 月に採択されたテロ資金供与防止条約は、このような考え方にに基づき、テロ資金提供・収集行為の犯罪化、テロ資金の没収、金融機関による本人確認・疑わしい取引の届出等の措置を締約国に求めた。2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて、FATF は翌 10 月、臨時会合を開催し、その任務にテロ資金供与対策を含めるとともに、テロ資金供与対策の国際的な標準として、テロ資金供与

の犯罪化やテロリストに関わる資産の凍結措置等を内容とする「8 の特別勧告（テロ資金に関する FATF 特別勧告）」を策定した。2004 年 10 月には、8 の特別勧告に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され、「9 の特別勧告」となった。

その後、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の変化に応じ、金融機関以外の業態を利用したマネー・ロンダリングや、仮想通貨及びその他の新たな支払手段を利用したマネー・ロンダリングに対する対応などが行われている。

第 2 節 国際的な連携

1 FATF (Financial Action Task Force)

(1) FATF の概要

FATF は、マネー・ロンダリング対策における国際協力を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合である。FATF は国際組織として設立されたものではなく、特定の目標と任務について期限を定めて FATF に資金を提供することに合意する加盟国政府によって構成される作業部会であり⁽¹⁵⁾、2019 年 4 月に現行の任務（mandate）が採択されている。

FATF の目的は、マネー・ロンダリング、テロ資金調達及びその他の関連する国際金融システムの健全性に対する脅威に対抗するための基準を設定（勧告）し、法律面、規制面及び運用面の措置の効果的な実施を促進することとされ⁽¹⁶⁾、FATF 勧告の実施における各加盟国の進捗状況の監視（相互審査）、マネー・ロンダリングとテロ資金調達の手口及びその対策の研究、世界的な FATF 勧告の採択と実施の促進などを行っている。FATF は 2019 年 2 月現在、我が国を含む 36 の国・地域及び 2 国際機関で構成されてお

(15) FATF, General Questions, <https://www.fatf-gafi.org/faq/generalquestions/>, last visited June 17, 2019.

(16) FATF, What do we do, <https://www.fatf-gafi.org/about/whatwedo>, last visited June 17, 2019.

り⁽¹⁷⁾、そのメンバーは決して多いとはいえないが、これは、FATF が、そのメンバーシップを、後述する「40 の勧告」を遵守する意思と能力のある国・地域に限定して、組織としての一体性と規律を堅持するという方針を採ってきたためであるとされる⁽¹⁸⁾。

なお、2001 年の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

(2) FATF 勧告と相互審査

FATF は 1990 年 4 月、各国における対策を調和させる必要から、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ロンダリング対策の基準として「40 の勧告」を策定した。「40 の勧告」は、麻薬新条約の早期批准やマネー・ロンダリングを取り締まる国内法制の整備、金融機関による顧客の本人確認及び疑わしい取引報告等の措置を求めるものであった。「40 の勧告」は、法的拘束力を有さないが、勧告という法形式は、専門的かつ技術的な事項についての意思決定を迅速に行うために意図的に選択されたとされる⁽¹⁹⁾。

1996 年における「40 の勧告」の改定においては、前提犯罪を重大犯罪に拡大することが義務付けられた。また、2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロを受け、同年 10 月には、テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務付け等を勧告する「8 の特別勧告」が策定された。

(17) FATF, FATF Members and Observers,

<https://www.fatf-gafi.org/about/membersandobservers/>, last visited June 17, 2019. 参加国・地域及び国際機関は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港（中国）、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会、湾岸協力理事会である。

(18) 中川淳司『経済規制の国際的調和』315 頁（有斐閣、2008）、

FATF, “Annual Report 1997–1998”, p.8,

<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/1997%201998%20ENG.pdf>, last visited June 17, 2019.

(19) 石井由梨佳『越境犯罪の国際的規制』392 頁（有斐閣、2017）。

2003 年の「40 の勧告」改定では非金融業者（不動産業者、貴金属商、宝
石商等）、職業的専門家（弁護士、会計士等）へ勧告を適用することとされ、
2004 年には「8 の特別勧告」に、国境を越える資金の物理的移転を防止す
るための措置に関する項目の追加が行われ「9 の特別勧告」とされた。2012
年には、「40 の勧告」と「9 の特別勧告」を一本化し、「マネー・ロンダリ
ング及びテロ・大量破壊兵器拡散への資金供与との闘いに関する国際標準：
FATF 勧告（INTERNATIONAL STANDARDS ON COMBATING
MONEY LAUNDERING AND THE FINANCING OF TERRORISM &
PROLIFERATION：THE FATF RECOMMENDATIONS）」（以下「FATF 勧
告」という。）に改定され、大量破壊兵器拡散への資金供与も反映したこと
及び国際標準であることがタイトルにおいて明らかにされている。

【図表 1】2012 年における FATF 勧告の改定⁽²⁰⁾

改定後	改定前	項目
1	-	リスクの評価及びリスク・ベース・アプローチの適用
2	31	国内の協力及び協調
3	1、2	資金洗浄の罪
4	3	没収及び予防的措置
5	特 2	テロ資金供与の罪
6	特 3	テロリズム及びテロ資金供与に関する対象を特定し た金融制裁
7	-	大量破壊兵器の拡散に関する対象を特定した金融制 裁
8	特 8	非営利団体

(20) 財務省「FATF 勧告（仮訳）」

(http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194366/www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216_1.pdf)（令和元年 6 月 17 日最終閲覧）を参考に作成。表中の番号は勧告番号を表し、「特」は特別勧告の略である。

9	4	金融機関の守秘義務との関係
10	5	顧客管理
11	10	記録の保存
12	6	重要な公的地位を有する者
13	7	コルレス取引
14	特 6	資金移動業
15	8	新しい技術
16	特 7	電信送金
17	9	第三者への依存
18	15、22	内部管理、外国の支店及び子会社
19	21	リスクの高い国
20	13、特 4	疑わしい取引の届出
21	14	内報及び秘匿性
22	12	DNFBPs ⁽²¹⁾ ：顧客管理
23	16	DNFBPs：その他の措置
24	33	法人の透明性及び真の受益者
25	34	法的取極めの透明性及び真の受益者
26	23	金融機関の規制及び監督
27	29	監督機関の権限
28	24	指定非金融業者及び職業専門家の規制及び監督
29	26	Financial Intelligence Unit
30	27	法執行及び捜査当局の権限
31	28	法執行及び捜査当局の能力
32	特 9	キャッシュ・クーリエ
33	32	統計

(21) Designated non-financial businesses and professions (指定非金融業者・職業専門家) の略。

34	25	ガイダンス及びフィードバック
35	17	制裁
36	35、特 1	国際的な文書
37	36、特 5	法律上の相互援助
38	38	法律上の相互援助：凍結及び没収
39	39	犯罪人引渡し
40	40	その他の形態の国際協力

FATF 加盟国による「40 の勧告」の履行確保・履行監視のための措置として、自己評価と相互審査が行われている。相互審査は毎年一定数の加盟国を選んで、1 対象国あたり 3 名の審査員（各々法律、金融監督、刑事分野を担当）を他の FATF 加盟国の専門家の中から専任して実施される。勧告の実施の不備が審査員によって指摘され、FATF 総会での議論を経て最終報告書に記載されることは、それ自体として不備の改善に向けた圧力となる。さらに、1994 年以降、FATF は相互審査で不備を指摘された事項について当該国に改善を求めるための手続き（non-compliance policy）を導入した。これは、①不備を指摘された事項に対して改善に向けた取り組みを定期的に報告させる、②改善が見られない場合は、(a)当該国の所轄の大臣に宛てて FATF 議長名で注意を喚起する書簡を送る、(b)当該国に注意喚起のための使節団（high-level mission）を派遣する。(c)当該国をマネー・ロンダリングに非協力的な国・地域として、勧告 21（筆者注：現在の勧告 19）（マネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域との金融取引に対して特別の注意を払うこと）を適用する、(d)FATF 加盟国としての資格の停止、と圧力を高めていくことにより改善を求めるものである⁽²²⁾。この手続

(22) Alain Damais (2007), “The Financial Action Task Force”, in Wouter H. Muller et al. eds., *Anti-Money Laundering: International Law and Practice*, John Wiley & Sons, p.76.

なお、例えばオーストリアは、過去 2 回（1993 年及び 1997 年）の相互審査で匿名口座の開設を容認している点を問題点として指摘され、是正を求められたにもかかわらず

きのうち②(c)(d)は金融取引上の不利益、FATF 加盟国資格停止を伴う不利益を伴う制裁と見るべきであり、相互審査手続きに勧告の履行確保のための強い効力を持たせるものである。また、米国を初めとした経済先進国が勧告を遵守していない国の金融機関との取引を停止し得るため、そのことによって効果が生じることも期待されている。

FATF 非加盟国による勧告の履行確保・履行監視のための措置としては、勧告の履行に非協力的な国・地域を特定して公表し、これらの国・地域に対して勧告を履行するよう強く働きかけること、FATF 類似の地域的な国際組織⁽²³⁾の設立を促し、設立された地域組織を通じて勧告の履行確保・履行監視を進めることが行われている。

なお、世界銀行・IMF は 2002 年 11 月、FATF の 40 の勧告と特別勧告を FSAP (Financial Sector Assessment Program : 金融セクター評価プログラム) の評価対象に加え、2004 年 3 月、FSAP・オフショア金融センター評価の枠組みで 40 の勧告と特別勧告の評価をその恒常的な業務として継続することを決めた。このことにより、これらの勧告は世界銀行・IMF の加盟国にとって遵守を求められ、国内実施・履行状況を評価される文書としての性格を持つことになった⁽²⁴⁾。

さらに、2005 年 7 月に採択された国際連合安全保障理事会決議 1617 は、「全加盟国に対し、金融活動作業部会 (FATF) の「資金洗浄に関する 40 の勧告」と「テロ資金に関する FATF の 9 の特別勧告」に体现される包括的国際基準を実施に移すよう強く促す。」⁽²⁵⁾としている。

ず、これに従わなかったため、1999 年 2 月に「40 の勧告」に規定する制裁の発動を受け、期限内に匿名口座を撤廃しない限り FATF の加盟資格を停止する旨の決定を受けた。そこで同国は匿名口座の撤廃措置を講じ、危うく加盟資格停止を免れたとされる (青木五郎「国際組織犯罪と日本警察の課題」警察学論集第 53 巻第 9 号 43 頁 (2000))。

(23) 例えばアジア・太平洋地域では、日本とオーストラリアの主導で、平成 10 年 2 月に APG (Asia/Pacific Group on Money Laundering : アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ) が設立されている。

(24) 中川・前掲注(18)347-348 頁。

(25) 国際連合広報センター「安全保障理事会決議 1617」

2 エグモント・グループ (Egmont Group) ⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与 (ML/TF) との闘いにおける国際的協力の重要性から、1995 年にベルギーのエグモント宮殿において FIU のグループが集まり、国際協力のための非公式のネットワーク (エグモント・グループ) の設立が決定された。当初は小さなグループであったが、2019 年 5 月現在では 158 の FIU が加盟している⁽²⁹⁾。我が国は 2000 年(平成 12 年)の組織的犯罪処罰法施行に基づき、金融庁に日本版 FIU として特定金融情報室が設置されたことを踏まえ、同年に加盟申請を行い承認されており、また、2007 年(平成 19 年)の犯罪収益移転防止法の施行により FIU の機能を国家公安委員会が担うことになったことに伴い改めて同年に加盟申請を行い承認されている。

エグモント・グループは各国 FIU 間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的としており、各国 FIU の代表が一堂に会する年次会合のほか、以下のような作業部会があり、年 2 回の会合が開催されている。

- ①マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の情報交換に関する作業部会
- ②加盟審査、支援及び法令遵守に関する作業部会
- ③政策と手続に関する作業部会
- ④技術支援と訓練に関する作業部会

なお、犯罪収益が外国の銀行等に逃げてしまった場合の外国の捜査機関等に対する協力要請のルートとして、①FIU ルート、②ICPO (国際刑事警察機構) ルート、③国際捜査共助ルートがあり、①の FIU ルートにおいて FIU

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/sc/resolutions/2905/)
(令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(26) 警察庁・前掲注(9)61-62 頁。

(27) Egmont Group, “EGMONT GROUP STRATEGIC PLAN 2018-2021”, <https://egmontgroup.org/en/content/egmont-group-strategic-plan-2018-2021>, last visited June 17, 2019.

(28) Egmont Group, “Egmont Group Annual Report 2016-2017”, <https://egmontgroup.org/en/document-library/10>, last visited June 17, 2019.

(29) Egmont Group, About, <https://egmontgroup.org/en/content/about>, last visited June 17, 2019.

同士の情報交換はエグモント・グループのセキュアサイトを通じて行われ、要請側のコストが小さく、かつ、迅速な反応が期待できることなどがメリットとして挙げられている⁽³⁰⁾。

3 J5 (Joint Chiefs of Global Tax Enforcement) ⁽³¹⁾⁽³²⁾

2018年7月2日、米国内国歳入庁 (IRS : Internal Revenue Service) はオーストラリア、カナダ、オランダ、イギリス4カ国とともに、J5 (Joint Chiefs of Global Tax Enforcement) を結成したと発表した。J5はオーストラリア刑事諜報委員会 (Australian Criminal Intelligence)、オーストラリア国税庁 (ATO : Australian Taxation Office)、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency)、オランダ財政情報調査庁 (FIOD : Fiscale Inlichtingen-en Opsporingsdienst)、英国歳入関税庁 (HMRC : HM Revenue & Customs)、米国内国歳入庁犯罪捜査部 (IRS-CI : Internal Revenue Service Criminal Investigation) により構成される。J5は、租税犯罪のイネーブラー (enabler : 可能にする者、協力者) に対する各国の更なる取組を求めた経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) の呼びかけに応えたものであり、国境を越える租税犯罪やマネー・ロンダリング、サイバー犯罪や暗号通貨などに対する対策において国際的に協力していくとされている。結成から1年経過した2019年6月には、J5が50件を超える調査に関与し、それらはこれまでのJ5メンバー国には手が届かないと考えられていた非常に有害で高度な脱税のイネーブラーに関するものであり、パートナー機関間で数百の情報交換が行われ、これは過去10年間

(30) 津田尊弘『犯罪収益規制と財産回復』63-70頁 (立花書房、2010)。

(31) IRS, Joint Chiefs of Global Tax Enforcement, <https://www.irs.gov/compliance/joint-chiefs-of-global-tax-enforcement>, last visited June 17, 2019.

(32) IRS, Joint Chiefs of Global Tax Enforcement, One Year In, J5 Making a Difference, <https://www.irs.gov/pub/irs-utl/j5-media-release-6-5-2019.pdf>, last visited June 17, 2019.

で行われた情報交換を超えていることなどが明らかにされた。また、J5 はイーネープラー及び仮想通貨に関する業務に加え、各国がより組織化された方法で情報共有できるプラットフォームに焦点を合わせており、FCInet はこのようなプラットフォームの一つであるとされている。FCInet は、互いの地域の自治を尊重しながら、異なる管轄区域の FCISs (Financial Criminal Intelligence Services : 金融犯罪情報サービス) が連携することを可能にする非営利 (政府開発) 分散型コンピュータシステムであり、オランダ財政情報調査庁及び英国歳入関税庁が主導、開発し、2016 年に誕生した。FCInet を利用すると、FCIS はデータや制御を中央のデータベースや機関に引き渡すことなく、また違法にプライバシーを侵害することなく、共同で情報を接続できるとされている⁽³³⁾。

4 ウォルフスバーク・グループ (Wolfsberg Group)

マネー・ロンダリング罪の規制は、公私双方のレベルにおいて実施されている点に特徴がある。金融機関相互のネットワークとして、米国、英国、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、日本の主要銀行 13 行⁽³⁴⁾からなるウォルフスバーク・グループ (Wolfsberg Group) がある。これは、特に「顧客を知る (Know Your Customer)」、「マネー・ロンダリング防止」及び「テロ資金対策」の各方針に対して、金融犯罪リスクを管理するためのフレームワークとガイダンスを開発することを目的とするグループであり⁽³⁵⁾、①金融犯罪

(33) FCInet, What is FCInet?,

<https://www.fcinet.org/index.php>, last visited June 17, 2019.

(34) 令和元年 5 月現在、サンタンデール銀行 (Banco Santander : スペイン)、バンク・オブ・アメリカ (Bank of America : 米国)、バークレイズ (Barclays : 英国)、シティグループ (Citigroup : 米国)、クレディ・スイス (Credit Suisse : スイス)、ドイツ銀行 (Deutsche Bank : ドイツ)、ゴールドマンサックス (Goldman Sachs : 米国)、HSBC (英国)、JP モルガン・チェース (JP Morgan Chase : 米国)、MUFG 銀行 (日本)、ソシエテ・ジェネラル (Societe Generale : フランス)、スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered : 英国)、UBS (スイス) の 13 行により構成される。

(the Wolfsberg Group, GLOBAL BANKS : GLOBAL STANDARDS,

<https://www.wolfsberg-principles.com>, last visited June 17, 2019.)

(35) the Wolfsberg Group, MISSION,

との闘いにおけるベストプラクティスを促進し、有効性を向上させるための原則、規格、FAQ 及びガイダンスペーパーの作成、②金融犯罪との闘いにおける公共部門と民間部門間の関与の促進、の 2 つのコア分野に焦点を合わせている⁽³⁶⁾。2000 年 10 月に「プライベートバンキング業務における国際的マネーロンダリング防止原則 (The wolfsberg Anti-Money Laundering (AML) Principles for Private Banking)」を発表、2002 年 5 月に改定し⁽³⁷⁾、さらに最近では 2012 年 5 月に改定している⁽³⁸⁾。

【図表 2】マネー・ロンダリング対策の沿革

西暦	国際社会		日本
	条約、サミット等	FATF	
1988	麻薬新条約の採択 (薬物犯罪収益に関するマネー・ロンダリングの犯罪化を義務付け)		
1989	アルシュ・サミット (FATF 設置の採択)		

<https://www.wolfsberg-principles.com/about/mission>, last visited June 17, 2019.

(36) the Wolfsberg Group, CURRENT PRIORITIES, <https://www.wolfsberg-principles.com/about/current-priorities>, last visited June 17, 2019.

(37) the Wolfsberg Group, “Wolfsberg AML Principles on Private Banking – Revised Version May 2002”, <https://www.wolfsberg-principles.com/sites/default/files/wb/pdfs/translations/japanese/85.%20private-japanese.pdf>, last visited June 17, 2019.

(38) the Wolfsberg Group, “Wolfsberg Anti-Money Laundering Principles for Private Banking (2012)”, <https://www.wolfsberg-principles.com/sites/default/files/wb/pdfs/wolfsberg-standards/10.%20Wolfsberg-Private-Banking-Principles-May-2012.pdf>, last visited June 17, 2019.

1990		<p>「40 の勧告」を策定 ○金融機関による顧客の本人確認 ○疑わしい取引の金融規制当局への報告</p>	<p>大蔵省から各金融団体宛に通達を发出（金融機関等による顧客等の本人確認実施の要請）</p>
1992			<p>麻薬特例法の施行（薬物犯罪に関するマネー・ロンダリングの犯罪化、疑わしい取引の届出制度の創設）</p>
1994		<p>第 1 次対日相互審査 （前提犯罪が薬物犯罪に限定されていることに対する指摘）</p>	
1995	<p>○ハリファクス・サミット（前提犯罪を重大犯罪に拡大する必要性を確認） ○リヨングループ⁽³⁹⁾設立 ○エグモント・グループ発足</p>		
1996		<p>「40 の勧告」を一部改定（前提犯罪を重</p>	

(39) ハリファクス・サミットを受け設立された、G 8 サミット参加国における組織犯罪対策を担当するハイレベルの実務クラスで構成される政府間会合。

		大犯罪に拡大することを義務付け)	
1998	バーミンガム・サミット (FIU の設置について合意)	第 2 次対日相互審査 (前提犯罪が薬物犯罪に限定されていることに対する再指摘)	
1999	テロ資金供与防止条約の採択 (テロ資金提供・収集行為の犯罪化を義務付け)		
2000	○国際組織犯罪防止条約採択 ○ウォルフスバーグ・グループ設立		組織的犯罪処罰法の施行 (前提犯罪を重大犯罪に拡大、日本版 FIU を金融監督庁に設置等)
2001	米国における同時多発テロの発生	「8 の特別勧告」を策定 (テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務付け等)	
2002			テロ資金提供処罰法施行・改正組織的犯罪処罰法の施行 (前提犯罪にテロ資金供与等の罪を追加等)

2003		<p>「40 の勧告」を再改定 (非金融業者(不動産業者、貴金属商、宝石商等)、職業的専門家(弁護士、会計士等)に対する勧告の適用)</p>	<p>金融機関等本人確認法の施行</p>
2004		<p>「8 の特別勧告」を「9 の特別勧告」に改定(国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目の追加)</p>	<p>「テロの未然防止に関する行動計画」決定</p>
2007			<p>犯罪収益移転防止法の成立(金融機関等本人確認法は廃止)</p>
2008		<p>第3次対日相互審査の結果公表 (顧客管理に関する勧告5他10項目について、「不履行(NC)」との評価を受ける)</p>	
2012		<p>「40 の勧告」「9 の勧告」を改定 ○「40 の勧告」及び「9 の勧告」を一本化</p>	

		○前提犯罪に最低限含めるべき指定犯罪に税犯罪を追加	
2013	ロック・アーン・サミット（G8 行動計画原則を合意）		
2014		日本の重大な不備 4 項目（①顧客管理措置が不十分②テロ資金供与の犯罪化が不完全③テロリスト資産の凍結メカニズムが不完全④パレルモ条約の締結と完全な実施ができていない）に対して早期改善を求める声明公表	
2015	G7・エルマウ・サミット（仮想通貨への適切な規制の導入等を宣言）		
2016			改正犯罪収益移転防止法の全面施行
2017			組織的犯罪処罰法の改正、国際組織犯罪防止条約発効
2018	○G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（暗号資産についてマネー・ロンダリング等の問題提起等を表明）	勧告 15「新技術の悪用防止」の改定（仮想通貨交換業者等にはマネー・ロンダリング等の規制が	改正犯罪収益移転防止法の成立（カジノ事業者を特定事業者に追加）

	○J5 結成（豪加蘭英米）	課されなければならぬことを規定）	
2020			第 4 次対日相互審査の結果公表予定

第 3 節 マネー・ロンダリングの手法と対策

1 一般的なマネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングは複雑な取引を通じて行われることが多いが、一般的に placement、layering、integration の 3 つの段階に分類されると国際的に認められている⁽⁴⁰⁾。

第 1 段階（placement）では、犯罪収益（一般的には現金）を金融機関に預け入れる。多くの形態の犯罪取引において現金が一般的な交換手段であるが、合法的な経済取引においてはクレジット・カードなど現金以外の手段が用いられることが多く（特に米国はカード社会であり現金取引が行われることは少ない）、多額の現金取引を行うことは、違法に得た金を使おうとする犯罪者にとって望ましくない関心を集めることになりかねないことから、人目につかない金融機関にその資金を持ち込もうとしたり、現金を国外に物理的に持ち出そうとしたり、多額の現金を目立たないように少額に分割し銀行口座に直接入金したり、小切手や為替などの金融商品を購入し、まとめて別の場所の口座に預け入れたりする。この段階がマネー・ロンダリングの過程の中で最も捜査機関に発見されやすい段階であるといわれる⁽⁴¹⁾。

(40) FATF, How is money laundered?,

<https://www.fatf-gafi.org/faq/moneylaundering/>, last visited June 17, 2019.

OECD. (2019). “Money Laundering and Terrorist Financing Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors” pp.16–17, <http://www.oecd.org/tax/crime/money-laundering-and-terrorist-financing-awareness-handbook-for-tax-examiners-and-tax-auditors.pdf>, last visited June 17, 2019.

(41) 桐原・前掲注(14)80 頁。

犯罪収益が金融機関に預け入れられた後、第 2 段階 (layering) では、外国を含む複数の金融機関間で送金を繰り返したりするなどして、犯罪収益の資金源を不明確にする。振替を商品やサービスの支払として偽装することなども行われる。この段階は、マネー・ロンダリングの中心的活動といえることができる。

第 3 段階 (integration) においては、犯罪収益が経済活動の中に再び投入される。これは、既にマネー・ロンダリングされた資金の「投資」又は「消費」段階といえることができる。銀行口座、不動産、株式、有価証券、債権、合法・違法な事業活動への資金提供などの「投資」や、豪華な邸宅、車両、ボート、宝石類の購入などの「消費」などが行われる。

なお、第 2、第 3 段階になると、その資金の出处を特定することは困難になるため、第 1 段階において規制をかけることが必要であるとされている⁽⁴²⁾。

2 プロフェッショナル・マネー・ロンダリング⁽⁴³⁾

プロフェッショナル・マネー・ロンダラー (Professional Money Launderers : PMLs) は犯罪者や組織犯罪グループに不法行為による収益をマネー・ロンダリングするというサービスを提供する。PMLs の主要な目的はマネー・ロンダリングの手助けをすることであり、前提犯罪自体にはほとんど関与しない代わりに、資金の性質、源泉、所在、所有者、起源、目的地などを偽装し没収を逃れるための高度な専門的知識を提供する。

プロフェッショナル・マネー・ロンダラーには①個人によるもの (individual PML)、② 2 人以上の個人によって組織化されているもの (Professional money laundering organization : PMLO)、③ネットワーク化されたもの (Professional money laundering network : PMLN) の 3 つの形態

(42) 石井・前掲注(19)386 頁。

(43) FATF. (2018) .” Professional Money Laundering” ,pp.6-7,12-14,17-19, <http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/Professional-Money-Laundering.pdf>, last visited June 17, 2019.

がある。②については、各メンバーはマネー・ロンダリングサイクルの特定の要素に対して専門化している場合が多く、また、組織にとってマネー・ロンダリングは唯一の活動ではなく主力の活動であることもある。③については、グローバルに活動していることが多く、2以上の PMLO が含まれることもある。外国の銀行口座の開設や、外国会社の設立、買収、PMLs が管理している既存のインフラを用いることなどによりクライアントの需要にこたえることができる。

マネー・ロンダリング組織の例として、2015年に米国麻薬取締局（DEA : Drug Enforcement Administration）により逮捕されたパキスタン国籍の Altaf Khanani の監督の下で活動していた Khanani Money Laundering Organisation（Khanani MLO）が挙げられる。Khanani MLO は他の組織犯罪グループ、麻薬組織及びテロ組織のために、パキスタン、アラブ首長国連邦、米国、英国、カナダ、オーストラリア及び他の国々との間の不正な資金移動を手助けしていた。毎年数十億ドルの犯罪収益のマネー・ロンダリングを行い、Khanani の得るコミッションはロンダリング額の 3% であったとされる。米国、カナダ、オーストラリアの法執行機関の協力の下、捜査が行われた。

プロフェッショナル・マネー・ロンダリングにおける一般的なスキームは 3 つの段階により構成される。第 1 段階は犯罪収益を PMLs へ送金又は集めることである。この際の方法は、前提犯罪の種類や犯罪収益の形態（現金、銀行預金、仮想通貨など）により異なる。現金の場合は、現金収集人が集め、現金集約型ビジネス、MVTs（Money Value Transfer Services : 貨幣価値移転システム）プロバイダー、カジノ、別の国や地域への物理的な移送などを通じ、最終的に銀行口座に入金されることになる。詐欺や横領、租税犯罪などによる犯罪収益は、麻薬取引による収益などとは異なり、その発生時に現金であることはほとんどない。顧客はマネー・ロンダリング目的で法人を設立しその口座を開設することが多い。この口座は、PMLs の管理する会社へ送金するために用いられる。仮想通貨によって収益を得る犯罪者、例えば闇

サイト (Dark Web) のマーケットプレイスのような違法なオンラインストアのオーナーなどは分散型台帳プラットフォームに e-wallet (イーウォレット) 又はアドレスを持っていなければならず、PMLs はこれにアクセスする。

第 2 段階では、個人とネットワーク、又はそのいずれかによるレイヤリングが行われる。口座決済システム (account settlement system) を用いて、資金の追跡を困難にする。現金については現金で得られる不法収益レイヤリングにおいては、通常、貿易ベース・マネー・ロンダリング (Trade-Based Money Laundering: TBML) と架空貿易、口座決済 (account settlement)、地下銀行が用いられる。PMLs の管理する銀行口座に送金された資金は、複雑なレイヤリングスキーム又はプロキシストラクチャ (proxy structures) により動かされる。プロキシストラクチャは国内外に設立されたペーパーカンパニーの口座の複雑な連鎖により構成される。異なる顧客からの資金が同じ口座に入金されることにより、特定の顧客の資金を追跡することはより困難になる。サイバー犯罪やコンピューターベースの詐欺、オンラインストア上で違法な商品を売却などによる収益はしばしば仮想通貨により e-wallets 又は仮想通貨ウォレットに保持され、複雑な転送の連鎖に進む。マネーミュールネットワーク (money mule networks) のサービスが利用されることが多い。

第 3 段階ではマネー・ロンダリングされた資金が顧客へ戻される。顧客又はその仲間などの管理する口座への送金、不動産やぜいたく品の購入や、資金が発生した国や第三国への商品の配送などが行われる。

なお、FATF は、第四次相互審査の結果、多くの国がサードパーティーマネーロンダリングや複雑なマネー・ロンダリングを含む様々なマネー・ロンダリング行為について十分に調査・告発を行っておらず、調査対象をセルフロンダラー (self-launderers)、つまり麻薬取引、詐欺、脱税、人身取引及び他の犯罪による収益のマネー・ロンダリングを行う犯罪者に限定しているとし、PMLs を取り締まるためには、前提犯罪ではなくマネー・ロンダリング行為自体に焦点を合わせた情報収集と調査が必要であり、PMLs を取り締ま

ることはその顧客（前提犯罪の犯罪者、組織）のオペレーションにも影響を与えることができるとしている。

3 マネー・ロンダリングの手法等

(1) 地下銀行⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾

国際犯罪組織は、犯罪インフラ（犯罪を助長し、又は容易にする基盤）を利用して各種犯罪を効率的に敢行しており、国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯の一つとして地下銀行による不正な送金が挙げられる。地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は銀行法等に抵触する。我が国における地下銀行事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移しており、平成 30 年における検挙人員を国籍等別に見ると、ベトナム 11 人、ミャンマー 2 人、中国 1 人となっている。地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されており、近年は、送金依頼を受けた資金で中古自動車等を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金するなど手口が巧妙化している。

アジア諸国では、ハワラ（Hawala）、フンディ（Hundi）等、国や地域によりその名称・実情は様々であるが、欧米諸国に比べ地下銀行が深く社会に浸透しており、これが犯罪組織に利用されているのではないかと指摘されている。アジア諸国に近接する我が国の地理的状況を考慮すれば、海外の地下銀行への資金の流出及び海外の地下銀行からの資金流入という点において、その特殊性を考慮に入れて対策を行う必要がある⁽⁴⁶⁾。

(44) 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課「平成 30 年における組織犯罪の情勢【確定値版】」102-103 頁

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/sotaikikaku04/h30.sotaijousei.pdf>) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(45) 警察庁『警察白書平成 30 年版』145 頁

(https://www.npa.go.jp/hakusyo/h30/pdf/08_dai4sho.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(46) 浦田啓一「不法収益に関する規制法制の特徴点と問題点」警察学論集第 49 巻第 10

【図表 3】我が国における地下銀行検挙状況の推移⁽⁴⁷⁾

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
検挙件数	24	19	13	11	12
検挙人員	40	34	17	15	14

(2) 貿易ベース・マネー・ロンダリング (Trade-Based Money Laundering) ⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

国際的な文献において、貿易を通じたマネー・ロンダリングは貿易ベース・マネー・ロンダリングとして知られており、FATF や世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) などの様々な機関によると、犯罪に由来する多額の金銭を移動、合法化する主要な手段とみなされている。手法としては、物品又はサービスに係る過大請求や過少請求、証拠書類及び請求書への物品の虚偽記載(False descriptions)、多重請求 (multiple billing)、架空取引(Fictitious transactions)などが挙げられる。

単純な例で言えば、国内において得られた犯罪収益を外国に価値移転する場合、輸入を利用する場合は、犯罪収益に対応する金額分過大請求をさせることにより、犯罪収益を相手国に移転することができる。また、輸出を利用する場合は、犯罪収益に対応する金額分過少請求 (低廉譲渡) することにより、物品の形で犯罪収益を相手国に移転することができる。逆に、外国で得られた犯罪収益を国内に価値移転する場合は、輸入を利用する場合、過少請求させることにより、物品の形で価値移転することができ、輸出を利用する場合、過大請求すれば金銭の形で国内に価値移転することができる (なお、これらの輸出入に関わる事業者については、犯罪者が実質

号 73-74 頁 (1996)。

(47) 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課・前掲注(44)102 頁。

(48) 本庄・前掲注(6)781-784 頁。

(49) OECD, *supra* note (40), at 59-62.

(50) FATF, *supra* note (43), at 30.

的に支配している事業体である場合もあれば、第三者が用いられる場合もある。)

また、貿易ベース・マネー・ロンダリングの複雑な事例として、米国の摘発事例であるが、コロンビア麻薬カルテルが米国における不法麻薬売買収益数 10 億ドルのマネー・ロンダリングのために利用したブラック・マーケット・ペソ・エクスチェンジ (Black Market Peso Exchange : BMPE) と呼ばれるスキームが有名である⁽⁵¹⁾。

なお、米国国務省国際麻薬・法執行局 (United States Department of State Bureau for International Narcotics and Law Enforcement Affairs) による「国際麻薬取締戦略報告書第 2 巻マネー・ロンダリング及び金融犯罪 (2016 年 3 月)」(International Narcotics Control Strategy Report Volume II Money Laundering and Financial Crimes (March 2016)) のカントリーレポートにおいて、「日本は貿易大国であり、政府は貿易ベース・マネー・ロンダリングを特定し闘うための措置を講じるべきである。」⁽⁵²⁾とされている。

(3) キャッシュ・クーリエ⁽⁵³⁾

FATF 勧告の勧告 32 (キャッシュ・クーリエ : Cash couriers) において、各国は、申告制度及び／又は開示制度によるものを含む、通貨及び持参人払式の譲渡可能支払手段 (Bearer Negotiable Instruments : BNI) の物理的な越境運搬を探知するための措置を有するべきである、とされている。勧告 32 は、テロリスト及びその他の犯罪者が、通貨及び持参人払式の譲渡可能支払手段の物理的な越境運搬を通じて、彼らの活動への資金供与、犯罪収益のマネー・ロンダリングを行うことを不可能にする目的で

(51) 本庄・前掲注(6)782-783 頁。

(52) United States Department of States, “International Narcotics Control Strategy Report Volume II Money Laundering and Financial Crimes (March 2016)”, p153, <https://www.hsdl.org/?view&did=791631>, last visited June 17, 2019.

(53) 本庄・前掲注(6)784-785 頁。

策定された⁽⁵⁴⁾。

我が国は、第 3 次 FATF 対日相互審査において、テロ資金供与に関する「9 の特別勧告」にかかる「国境におけるキャッシュ・クーリエの申告及び開示」につき、「NC (不履行)」の評価を受けており、次のように批判されている。「特別勧告 IX (キャッシュクーリエ対策) について (注 1)、日本の税関は資金洗浄対策及びテロ資金対策の執行に関する責任を負う。しかし、現地調査期間中、税関当局は密輸と不正取引にのみ説明を費やし、資金洗浄対策及びテロ資金対策の執行能力を有していないようにみえた。結果として、税関当局から JAFIC への越境通貨についての報告はなされなかった。

(注 1) 日本は、2008 年 6 月 1 日に新しい申告制度を施行した。しかし、現地調査時点では、この新しい申告制度について記述された資料は審査団に提供されず、そのため日本の関係当局と同申告制度について議論することができなかつたため、同申告制度については、本報告書には記述されていない。」⁽⁵⁵⁾

この点につき、我が国においては 2008 年 (平成 20 年) 6 月から、100 万円 (北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては 10 万円) を超える現金、小切手、約束手形、有価証券、及び金の地金 (純度 90% 以上) で重量が 1 kg を超えるものの携帯輸出入について、「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出による申告を行い許可を受けることが必要とされた (関税法 67 条、関税法施行令 58 条、59 条)。罰則として、関税法 111 条において、申告をしないで輸出又は輸入をした場合 (同条 1 項 1 号)、虚偽の申告をして輸出

-
- (54) FATF.(2012–2018), "International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism & Proliferation THE FATF RECOMMENDATIONS" pp.23,100, <https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF%20Recommendations%202012.pdf>, last visited June 17, 2019.
- (55) 財務省「対日相互審査報告書概要 (仮訳) (平成 20 年 10 月 30 日)」 (http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194366/www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf_201030.htm) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

又は輸入をした場合（同条 1 項 2 号、通関業者については同条 2 項）、同条 1、2 項の実行に着手してこれを遂げない場合（同条 3 項）について 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれの併科が定められている（ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 5 倍以下とされる。）。また、同条 1 項又は 2 項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者についても、3 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれの併科が定められている（同条 4 項。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の 5 倍が 500 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 5 倍以下とされる。）。

（4）仮想通貨

2015 年 6 月の G7 エルマウ・サミットの首脳宣言では、テロ及びその資金調達との闘いにおいて、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる」⁽⁵⁶⁾ことが掲げられ、FATF においても、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所（exchanger）に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与規制を課すべき旨のガイダンスを同年 6 月に公表した⁽⁵⁷⁾。我が国においてはこれらを踏まえ、資金決済法の改正により仮想通貨交換業者に対する登録制等の業規制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法の一部改正により仮想通貨交換業者を特定事業者に追加することなどを含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、2017 年（平成 29 年）4 月に施行された。

(56) 外務省「2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言（仮訳）」
10 頁（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000084024.pdf>）（令和元年 6 月 17 日最終閲覧）。

(57) FATF, “VIRTUAL CURRENCIES”,
<http://fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-RBA-Virtual-Currencies.pdf>, last visited June 17, 2019.

さらに、2018 年 3 月及び 7 月、20 か国 (G20) 財務大臣・中央銀行総裁会議における声明で、暗号資産は「消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネーロンダリング、並びにテロ資金供与に関する問題を提起する」⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾とされたことを受け、FATF は、同年 10 月に FATF 勧告の勧告 15 (新しい技術) を改定し、仮想通貨交換業者、仮想通貨管理業者、ICO (Initial Coin Offering : 新規仮想通貨公開) 関連サービス業者には、マネー・ロンダリング、テロ資金供与規制が課されなければならないことを規定した⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾。

なお、2018 年 (平成 30 年) 5 月 14 日の新聞報道⁽⁶²⁾によると、一部の指定暴力団が仮想通貨の取引を利用し犯罪収益のマネー・ロンダリングを進めている疑いがあり、海外にある複数の交換所を介し、所得者が特定されない仮想通貨に換金する手法で 2016 年から計約 300 億円を洗浄したと仲介役の中国人男性が証言したとされる。手口は、東京を拠点とする指定暴力団が振り込め詐欺や違法薬物取引等で得た犯罪収益について在日中国人仲介役にマネー・ロンダリングするよう依頼し、同仲介役の指示により、日本人を中心とする複数の実行犯が日本の取引所で、資金を Bitcoin や Ethereum に交換する。次に、本人確認なしで口座を開設できるロシアの交換所 Yobit や英国の HitBTC など 5、6 箇所の交換所の口座に Bitcoin などを分散して送金し、匿名性の高い仮想通貨 Zcash、Dash、Monero に交換した後、複数の交換所の口座間で移動を十数回繰り返し追跡を困難に

(58) 財務省「20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳) (平成 30 年 3 月 19—20 日 於：アルゼンチン・ブエノスアイレス)

(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/180320.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(59) 財務省「20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳) (平成 30 年 7 月 21—22 日 於：アルゼンチン・ブエノスアイレス)

(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/20180722.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(60) FATF, *supra* note (54), at 15, 124-125, 130.

(61) 警察庁・前掲注(9) 2 頁。

(62) 「仮想通貨で 300 億円洗浄 指定暴力団仲介役証言」毎日新聞朝刊 2018 年 5 月 14 日。

した上で、現地の協力者が現地通貨に現金化し、その後、商取引を装い日本円に替えていたとされている。

我が国においては、改正資金決済法において法律上の仮想通貨の定義が定められ、仮想通貨交換業の登録制・各種規制が導入されるなどしているものの、仮想通貨に対する海外の規制の緩さがマネー・ロンダリングを可能にしているといえる。

なお、我が国における平成 29 年 4 月から 12 月の間の仮想通貨交換業者による疑わしい取引の届出件数は 669 件であり、その理由としては、顧客の情報に着目したもののほか、架空名義や借名での取引が疑われるものなどが多く認められ、仮想通貨がマネー・ロンダリングに悪用された事例として、不正に取得した他人名義のアカウント及びクレジットカード情報等を利用して仮想通貨を購入後、海外の交換サイトを經由するなどして日本円に換金し、その代金を他人名義の口座に振り込んでいた事例がある⁽⁶³⁾。

(5) マネーミュール (Money Mules)⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾

マネーミュールについて明確な定義は存在しないが、犯罪収益の運び屋のことをいい、インターネットの求人サイトやメールなどで募集されている。組織犯罪グループや PMLN などが、インターネットバンキングへの不正アクセスなどで得た資金をマネーミュールの口座に振り込むと、マネーミュールは自分の取り分を差し引いた金額を引き出し、指定先に海外送金する。マネーミュール自身が承知の上でマネー・ロンダリングに加担している場合もあれば、知らずに PMLN や組織犯罪グループによるマネーロンダリングに巻き込まれている場合もある。我が国においても、平成 26

(63) 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」45 頁
(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk301206.pdf>) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(64) 警視庁「海外送金の不正アルバイトに注意！」
(https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/notes/money_mule.files/money_j.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(65) UK Finance and Cifas,
<https://www.moneymules.co.uk/index.html>, last visited June 17, 2019.

年 1 月以降、マネーミュールが犯罪収益移転防止法違反の疑いで逮捕されている⁽⁶⁶⁾。

第 4 節 小括

マネー・ロンダリングの対策の沿革について、1980 年代までは麻薬対策としてのマネー・ロンダリング対策であったが、1990 年代には組織犯罪対策としてのマネー・ロンダリング対策に拡大され、2000 年代にはマネー・ロンダリングへの対応とテロ資金供与への対応が一体として行われるようになった。さらに、近年では金融機関以外の業態を利用した隠匿行為、法人等がマネー・ロンダリングや租税回避に利用されている現状や仮想通貨がテロ資金供与・隠匿に悪用される危険など新たな変化への対応も行われている。

マネー・ロンダリングの手法は、自らはマネー・ロンダリングの前提犯罪には関与せずマネー・ロンダリングを専門に扱うプロのマネー・ロンダラーの存在により、その手法も複雑・高度化、国際化の度合いを増しているといえる。そのため、その対策には国内の関係政府機関間の協力はもとより、官民の協力、さらには外国当局との協力も必要とされている。

(66) 浪川攻「新手の国外不正送金『マネーミュール』の闇」東洋経済オンライン 2014 年 2 月 9 日 (<https://toyokeizai.net/articles/-/30097>) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

第 2 章 日本におけるマネー・ロンダリングと 法制度

本章では、第 1 節において我が国におけるマネー・ロンダリングに関する法制度、第 2 節においてマネー・ロンダリングの実態について概観し、第 3 節において組織的犯罪処罰法が平成 29 年に改正されたことに伴い生じる諸論点について検討を行う。

第 1 節 マネー・ロンダリングに関する法制度の概要

1 麻薬特例法

(1) 沿革

「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下、「麻薬特例法」という。)は、薬物犯罪から得られた収益への対策を主眼に、平成 4 年 7 月に施行された。これは、1988 年(昭和 63 年)12 月にウィーンにおいて採択された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(以下「麻薬新条約」という。)の国内担保法の一つとして制定されたものであり、この法律では、薬物犯罪におけるマネー・ロンダリングが初めて犯罪化されるとともに、FATF の「40 の勧告」に対応して、金融機関等による薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設された。

(2) 麻薬特例法が定めるマネー・ロンダリング罪の概要

麻薬特例法には、① 6 条に定める薬物犯罪収益等の仮装・隠匿の処罰規定、② 7 条に定める薬物犯罪収益等の收受の処罰規定の 2 つの類型のマネー・ロンダリング行為の処罰規定が設けられている。すなわち、6 条において「薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装

した者も、同様とする。」とし、さらに2項において未遂罪、3項において予備罪を定めている。また、7条において、情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することなどを定めている。さらに、11条において薬物犯罪収益等の没収について、13条において薬物犯罪収益等の追徴について定めているが、これらは刑法19条における没収・追徴の規定と異なり、任意的没収・追徴規定ではなく必要的没収・追徴規定とされる。

2 組織的犯罪処罰法

(1) 沿革

組織的犯罪処罰法は、1996年（平成8年）の「40の勧告」の一部改定を踏まえ、平成12年2月に施行された。この法律では、マネー・ロンダリングの前提犯罪を薬物犯罪だけでなく重大犯罪にも拡大したこと、疑わしい取引の届出の対象犯罪も同様に拡大したこと、FIUを金融監督庁（後の金融庁）に置くこととし、金融監督庁内に特定金融情報室（Japan Financial Intelligence Office : JAFIO）が設立されたことなど、犯罪収益対策における大きな前進が見られた（なお、平成19年4月に我が国のFIUは金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管された。これは、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止措置を構すべき事業者の範囲を、従来の金融機関等から宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等に拡大することとし、これに伴い疑わしい取引に関する情報の範囲も拡大されることから、その処理、分析を中心とするFIUの機能については、金融機関を監督する金融庁ではなく、届出情報の全般を捜査や組織犯罪・テロ対策に活用する警察が担当することが適当であるとされたことによる。現在の我が国におけるFIUである犯罪収益移転防止対策室等（犯罪収益移転防止対策室及び国際連携対策官をいう。）は、国際的にはJAFIC（Japan Financial

Intelligence Center) と呼ばれている。(67)。

(2) マネー・ロンダリング罪の規定が設けられた趣旨

マネー・ロンダリング行為の処罰規定は、「犯罪収益を保持・運用する行為が、犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されることによって合法的な経済活動に悪影響を及ぼすという反社会性、法益侵害性に着目して、これを処罰するものであり、これらの行為は、財産犯によって得た財物の費消行為のような新たな法益侵害を伴わない不可罰的事後行為とは異なる」(68)とされている。

(3) 組織的犯罪処罰法が定めるマネー・ロンダリング罪の概要

組織的犯罪処罰法には、①9条に定める不法収益等を用いた法人等の事業支配を目的とする行為の処罰規定、②10条に定める犯罪収益等の仮装・隠匿の処罰規定、③11条に定める犯罪収益等の收受の処罰規定の3つの類型のマネー・ロンダリング行為の処罰規定が設けられている。以下各規定について概要を述べる。

イ 法人等事業経営支配罪(9条)(69)

不法収益等を用いることにより、法人等の事業経営を支配する手段として、当該法人等の役員等の変更を行う行為が罪とされている。

なお、「不法収益等」とは9条において、「第2条第2項第1号若しくは第3号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第2条第2項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第13条第1項第3号及び同条第4項において同じ。)、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」とされる。9条の規定は、麻薬特例法において同様の規定がないことから、組織的犯罪処罰法において、

(67) 警察庁「犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)とは」
(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/jafic/about.htm>) (令和元年6月17日最終閲覧)。

(68) 三浦ほか・前掲注(1)112頁。

(69) 三浦ほか・前掲注(1)107-119頁。

薬物犯罪収益も含めた「不法収益等」を用いた法人等の事業支配を目的とする処罰規定を置いているものである。

また、「犯罪収益等」とは 2 条 4 項において、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混同した財産をいうと定められている。そして、「犯罪収益」については組織的犯罪処罰法 2 条 2 項において類型ごとに各号に定められており、同項 1 号は犯罪収益について、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」とし、同号イにおいて、死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪⁽⁷⁰⁾、同号ロにおいて、別表第一⁽⁷¹⁾（第三号を除く。）又は別表第二⁽⁷²⁾に掲げる罪を掲げている⁽⁷³⁾。

ロ 犯罪収益等隠匿罪（10 条）⁽⁷⁴⁾

10 条は、「犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項

(70) 同号ロに掲げる罪及び麻薬特例法 2 条 2 項各号に掲げる罪は除かれる。

(71) 国際組織犯罪防止条約 6 条 2 (b) は、国際組織犯罪防止条約（人身取引議定書及び密入国議定書を含む。）上犯罪化が義務付けられている犯罪をいわゆるマネー・ロンダリングの前提犯罪とすることを求めていることから、この犯罪に該当する罪を別表第一に掲げ、同号ロにより「犯罪収益」の前提犯罪とすることとされた。

(72) 改正前組織的犯罪処罰法において「犯罪収益」の前提犯罪とされていた罪のうち、法定刑の長期が 4 年未満の懲役又は禁錮である罪が別表第二に掲げられている。

(73) 2 号以下については 36 頁図表 4 参照。

(74) 三浦ほか・前掲注(1)119-124 頁。

及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益(同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。)の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。」と規定している。また、2項において未遂罪、3項において予備罪を定めている。

つまり、①犯罪収益等の取得につき虚偽の事実を偽装する行為、②犯罪収益等の処分につき虚偽の事実を偽装する行為、③犯罪収益等を隠匿する行為、④犯罪収益の発生の原因につき虚偽の事実を偽装する行為が罪とされている。①はさらに取得の原因を偽装する行為と、取得した犯罪収益等の帰属を偽装する行為があるとされ、前者の例として正当な商品取引あるいは借入れ等を装ってその旨の書類を作成し、正当な事業収益を装って帳簿や伝票等を操作するなどの行為が考えられ、後者の例としては、取得した犯罪収益である現金の偽名や第三者名義での預貯金、財産の偽装譲渡などが考えられる。②の例としては、架空名義あるいは第三者名義による財産の購入、為替送金等、③の例としては、犯罪収益の物理的隠匿の他、極めて銀行秘密の固い銀行への預金行為等が考えられ、④の例としては、例えば拳銃の譲受人が、支払った拳銃の代金について正当な事業の経費等として計上し、あるいは架空債務を仕立ててその返済金を装う等、拳銃取引によって発生した収益でないように装う行為が考えられる。なお、④については、犯罪収益を取得する側が発生の原因を偽る行為をした場合、それはすなわち取得の原因を偽る行為であることから④ではなく①の行為として処罰されることになるが、犯罪収益を渡す側が発生の原因を偽る行為をした場合、必ずしも取得について事実を偽装する行為に当たらない(例えば、犯罪収益を渡す側は正当な事業経費の支払であるかのように偽装したが、犯罪収益を取得した側は、他の者に対する貸付の返済を受けたように偽装した場合など)ため、発

生の原因を偽装する行為を取り上げて処罰することとしたものである。また、犯罪収益に由来する財産及び混和財産の発生の原因の偽装は犯罪収益を取得した側にしか問題となり得ないため、発生の原因の偽装はすなわち取得の原因の偽装であることから①の行為として処罰される（そのため、④は犯罪収益「等」ではなく犯罪収益の発生の原因につき虚偽の事実を仮装する行為が罪とされている。）。

ハ 犯罪収益等收受罪（11 条）⁽⁷⁵⁾

第 11 条は、情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する事などを定めている。9、10 条は犯罪の主体に限定がないが、本条の罪の主体は犯罪収益の前提犯罪の本犯者以外の者である点が異なる。「情を知って」とは、收受に係る財産が犯罪収益等であることを知って、つまり、犯罪収益等であることを知りながら、あえてその收受を行った場合に、本条の罪が成立する。

（4）犯罪収益の前提犯罪

イ 組織的犯罪処罰法制定時における前提犯罪

犯罪収益の前提となる犯罪を前提犯罪という。組織的犯罪処罰法改正法による改正前の組織的犯罪処罰法（平成 11 年法律第 138 号）（以下「改正前組織的犯罪処罰法」という。）においては、2 項 1 号の類型の「犯罪収益」の前提犯罪について、前提犯罪を薬物犯罪から重大な犯罪に拡大すべきであるとする FATF の勧告等を踏まえて、個々の犯罪ごとに、当該犯罪に係る犯罪収益の運用等の行為を規制するとともにその的確な剥奪の措置を講じることが犯罪収益規制の趣旨・目的に照らして効率的かという観点から、犯罪の重大性、多額の犯罪収益に結び付くものか否かという要素や、組織的犯罪対策として緊急に対処すべき現実的な必要性の有無、国際的な協調の必要性等を考慮して吟味した上で、死刑又は

(75) 三浦ほか・前掲注(1)124-134 頁。

無期若しくは長期 5 年以上の懲役に当たる罪のうち、①極めて重大な犯罪、②暴力団等の資金源犯罪など、犯罪組織によって多額の収益を獲得するために職業的・反復的に実行されると認められる犯罪、③合法的な経済活動の周辺にあって多額の犯罪収益を伴う犯罪、④諸外国において広くマネー・ロンダリング罪の前提犯罪とされている犯罪と同種のもの、のほか、前期法定刑を下回る場合であっても、⑤現実には、暴力団等が多額の収益を獲得していると認められる資金源犯罪が選択され⁽⁷⁶⁾、個別に「犯罪収益」の前提犯罪となる罪を別表に列挙していた。なお、これらの列挙された前提犯罪の中に租税犯は含まれていない⁽⁷⁷⁾。

ロ 組織的犯罪処罰法の平成 29 年改正による前提犯罪の拡大

2000 年（平成 12 年）11 月に国連総会において「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）が採択され我が国は同年 12 月に署名したが、その国内担保法が整備されなかったため、我が国は国際組織犯罪防止条約を長らく締結することができなかった。

2008 年（平成 20 年）に公表された第 3 次 FATF 対日相互審査においては、NC（Non-Compliant：不履行）が 10 項目、PC（Partially Compliant：一部履行）が 15 項目という厳しい評価がなされている。NC（不履行）であった項目は、「顧客管理」、「PEP（外国における重要な公的地位を有する者）」、「コルレス銀行業務」、「DNFBP（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理」、「内部管理、法令遵守、監査」、「高リスク国への特段の注意」、「海外支店・現法」、「法人—受益所有権者」、「法的取極—受益所有権者」、「国境における申告開示」であり、PC（一部履行）であった項目は「新技術及び非対面取引」、「通常でない取引」、

(76) 三浦ほか・前掲注(1)71-72 頁。

(77) この点に関し津田尊弘氏は、「日本においては、脱税とマネーロンダリングは完全に異なる犯罪であるとして扱われてきました。これは、脱税によって支払を免れた金銭については、正当な経済活動から得られた金銭であり、犯罪収益とは言いがたいという論理的整理が背景にあります。」と述べられている（津田・前掲注(30)96 頁）。

「DNFBP による疑わしい取引の届出」、「シェルバンク」、「DNFBP 一規制、監督、監視」、「条約」、「法律上の相互援助」、「双罰性」、「犯人引渡」、「国連諸文書の批准」、「テロ資金供与の犯罪化」、「テロリストの資産の凍結・没収」、「国際協力」、「送金サービスへのマネロン対策義務」、「非営利団体（NPO）」である⁽⁷⁸⁾。また、2014 年（平成 26 年）6 月には、日本の重大な不備 4 項目（①顧客管理措置が不十分であること、②テロ資金供与の犯罪化が不完全であること、③テロリスト資産の凍結メカニズムが不完全であること、④パレルモ条約の締結と完全な実施ができていないこと）に対して早期改善を求める声明が公表された⁽⁷⁹⁾。FATF が先進国に対し、早期対応を促す勧告を出したのは日本が初めてとされており⁽⁸⁰⁾、ここで FATF 勧告に対応するための法整備を行わなければ、今後、我が国がマネー・ロンダリング対策に不十分な国として公表される危険性があり、仮にそのような事態となれば我が国の金融機関の海外取引に支障が生じる恐れがあった。平成 29 年 6 月に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」による組織的犯罪処罰法の改正は、パレルモ条約の締結に必要となる第 2 条における「犯罪収益」の前提犯罪の拡大、6 条の 2 第 1 項又は 2 項の罪（テロ等準備罪）や 7 条の 2 の罪（証人等買収罪）の新設等を組織的犯罪処罰法の改正により行うこととされたものである。

-
- (78) 財務省「表：FATF 勧告の遵守に関する評価」
（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194366/www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf_201030.htm）（令和元年 6 月 17 日最終閲覧）。
FATF, Mutual Evaluation of Japan,
<http://www.fatf-gafi.org/countries/j-m/japan/documents/mutualevaluationofjapan.html>, last visited June 17, 2019.
- (79) FATE, FATF calls on Japan to enact adequate anti-money laundering and counter terrorist financing legislation,
<http://www.fatf-gafi.org/countries/j-m/japan/documents/japan-aml-cft-deficiencies.html>, last visited June 17, 2019.
- (80) 「国際機関が初の勧告 資金洗浄の対策『日本最も遅れ』」産経ニュース 2014 年 6 月 28 日（<https://www.sankei.com/economy/news/140628/ecn1406280007-n1.html>）（令和元年 6 月 17 日最終閲覧）。

前提犯罪の拡大について、パレルモ条約 6 条 2 (b) は、いわゆるマネー・ロンダリングの前提犯罪について、「締約国は、第二条に定義するすべての重大な犯罪並びに前条、第八条及び第二十三条の規定に定められる犯罪を前提犯罪に含める。自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、その列記には、少なくとも、組織的な犯罪集団が関連する犯罪を包括的に含める。」と定めており、原則として、全ての「重大な犯罪」、すなわち、「長期 4 年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科する事ができる犯罪を構成する行為」、及び、パレルモ条約上犯罪化が義務付けられている犯罪（第 5 条（組織的な犯罪集団への参加の犯罪化）、第 8 条（腐敗行為の犯罪化）、第 23 条（司法妨害の犯罪化）の罪）を含めることを義務付けているところ、パレルモ条約上、いわゆるマネー・ロンダリングの前提犯罪とすることが義務付けられている犯罪の中には、改正前組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による犯罪収益規制の前提犯罪とされていないものもあったことから、組織的犯罪処罰法改正法により 2 条 2 項を改正し、パレルモ条約上、いわゆるマネー・ロンダリングの前提犯罪とすることが求められている罪の全てを「犯罪収益」の前提犯罪とすることとされた⁽⁸¹⁾。

(81) 隄良行＝榑清隆「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」104-105 頁法曹時報第 69 巻第 11 号（2017）。

【図表 4】 犯罪収益の種類ごとの前提犯罪及びその改正（組織的犯罪処罰法 2 条 2 項）

号	類型	前提犯罪（改正前）	前提犯罪（改正後）
1 号	前提犯罪の 犯罪行為に よりにより 生じ、若し くは当該犯 罪行為によ り得た財産 又は当該犯 罪行為の報 酬として得 た財産	財産上の不正な利益を 得る目的で犯した別表 に掲げる罪	財産上の不正な利益を 得る目的で犯した次に 掲げる罪 <u>イ 死刑又は無期若し くは長期四年以上の懲 役若しくは禁錮の刑が 定められている罪（口に 掲げる罪及び国際的な 協力の下に規制薬物に 係る不正行為を助長す る行為等の防止を図る ための麻薬及び向精神 薬取締法等の特例等に 関する法律（平成三年法 律第九十四号。以下「麻 薬特例法」という。）第二 条第二項各号に掲げる 罪を除く。）</u> <u>ロ 別表第一（第三号を 除く。）又は別表第二に 掲げる罪⁽⁸²⁾</u>

(82) バレルモ条約 6 条 2 (b) は、バレルモ条約（人身取引議定書及び密入国議定書を含む。）上犯罪化が義務付けられている犯罪をいわゆるマネー・ロンダリングの前提犯罪とすることを求めていることから、この犯罪に該当する罪を別表第一に、改正前組織的犯罪処罰法において「犯罪収益」の前提犯罪とされていた罪のうち、法定刑の長期が 4 年未満の懲役又は禁錮である罪を別表第二に掲げている（隄ほか・前掲注

<p>2 号</p>	<p>前提犯罪の 犯罪行為に より提供さ れた資金</p>	<p>次に掲げる罪 イ 覚せ（\）い（\） 剤取締法（昭和二十六年 法律第二百五十二号）第 四十一条の十（覚せい剤 原料の輸入等に係る資 金等の提供等）の罪 ロ 売春防止法（昭和三十 一年法律第百十八号） 第十三条（資金等の提 供）の罪 ハ 銃砲刀剣類所持等 取締法（昭和三十二年法 律第六号）第三十一条の 十三（資金等の提供）の 罪 ニ サリン等による人 身被害の防止に関する 法律（平成七年法律第七 十八号）第七条（資金等 の提供）の罪</p>	<p>次に掲げる罪 イ 覚せ（\）い（\） 剤取締法（昭和二十六年 法律第二百五十二号）第 四十一条の十（<u>覚醒</u>剤原 料の輸入等に係る資金 等の提供等）の罪 ロ 売春防止法（昭和三十 一年法律第百十八号） 第十三条（資金等の提 供）の罪 ハ 銃砲刀剣類所持等 取締法（昭和三十二年法 律第六号）第三十一条の 十三（資金等の提供）の 罪 ニ サリン等による人 身被害の防止に関する 法律（平成七年法律第七 十八号）第七条（資金等 の提供）の罪</p>
<p>3 号</p>	<p>前提犯罪の 犯罪行為に より供与さ れた財産</p>	<p>不正競争防止法（平成五 年法律第四十七号）第十 八条第一項の違反行為 に係る同法第二十一条 第二項第七号（外国公務</p>	<p>次に掲げる罪 <u>イ 第七条の二（証人等 買収）の罪</u> ロ 不正競争防止法（平 成五年法律第四十七号）</p>

		員等に対する不正の利益の供与等) の罪	第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等) の罪
4号	前提犯罪の犯罪行為により提供され、又は提供しようとした財産	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号) 第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項(資金等の提供) の罪又はこれらの罪の未遂罪	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号) 第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項(資金等の提供) の罪又はこれらの罪の未遂罪
5号	前提犯罪の犯罪行為である計画をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産		<u>第六条の二第一項又は第二項(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画) の罪</u>

(5) 脱税の前提犯罪化にかかる議論等

OECD 租税センターは、加盟国約 30 か国を対象に、脱税が前提犯罪化されているか等について調査を行っており、本調査結果は当初 2002 年に公表され、2019 年 6 月現在、2007 年 9 月 1 日版が OECD ウェブサイトに掲載されている⁽⁸³⁾。これによると、調査対象国約 30 カ国のうち 17 か国⁽⁸⁴⁾が脱税を前提犯罪化していること等が明らかにされている。

また、2009 年 9 月に開催された G20 ピッツバーグ・サミットの成果文書において、FATF における検討課題の一つとして、以下のように「脱税の前提犯罪化」が明示されている。「FATF は、第四次相互審査の準備としてその勧告のいくつかについて検討すべきである。検討すべきとして挙げられた論点は、顧客管理、法執行、資産の真の受益者、国際協力、そして、租税犯罪をマネー・ロンダリングの前提犯罪とすべきか否か、が含まれている。」⁽⁸⁵⁾

これを受け、FATF は、第四次相互審査に向けて、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の国際基準である「40 の勧告」及び「9 の特別勧告」の改訂作業を行い、2012 年 2 月に改定後の勧告を公表した。改定の主なポイントは、①現行の「40 の勧告」と「9 の特別勧告」を統合し、双方の対策をカバーする 40 の勧告としたこと、②リスク・ベース・アプローチの強化、③法人・信託、電信送金システムに関する透明性の向上、④マネー・ロンダリング、テロ資金供与対策のための当局の機能及び国際協力体制の強化、⑤新たな脅威への対応が挙げられるが、そのうち、⑤新たな脅威への対応のうちの一つとして、第三次相互審査を通じて、租税犯罪とマネー・ロンダリ

(83) OECD. (2007). “ACCESS FOR TAX AUTHORITIES TO INFORMATION GATHERED BY ANTI-MONEY LAUNDERING AUTHORITIES”, <https://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/2389989.pdf>, last visited June 17, 2019.

(84) *Ibid.* p16. Austria, Belgium, the Czech Republic, France, Finland, Germany, Hungary, Ireland, Italy, Korea, Mexico, the Netherlands, Norway, Spain, Sweden, Turkey and the United Kingdom.

(85) 津田・前掲注(30)97-98 頁。

ングが密接に関係していることが明らかになったため、租税犯罪により生じた収益を資金洗浄する行為をマネー・ロンダリング罪の対象とすることを求めることとした⁽⁸⁶⁾ (勧告 3 及び勧告 3 の解釈ノート (資金洗浄罪))。

さらに、OECD は 2017 年に公表した「租税犯罪との闘い：10 のグローバル原則 (Fighting Tax Crime : THE TEN GLOBAL PRINCIPLES)」の原則 7 において、租税犯罪をマネー・ロンダリングの前提犯罪とすることを挙げている⁽⁸⁷⁾。これによれば、租税犯罪をマネー・ロンダリングの前提犯罪化するアプローチとして、①包括的アプローチ (inclusive approach : 全ての犯罪を前提犯罪とする方式)、②閾値アプローチ (threshold approach : 一定の閾値を設けて、それ以上の罪を前提犯罪とする方式)、③リストアプローチ (list approach : 個別的に前提犯罪を列挙する方式) が挙げられているが、この点に関し OECD が行った調査によると、調査に回答した 28 か国のうち、①の包括的アプローチを採用している国は 16 か国⁽⁸⁸⁾、②の閾値アプローチを採用している国は 2 か国⁽⁸⁹⁾、③のリストアプローチを採用している国は 5 か国⁽⁹⁰⁾であり、②の閾値アプローチと③のリストアプローチを組み合わせたアプローチを採用している国は日本を含めた 5 か国⁽⁹¹⁾であった。この調査によって、脱税の前提犯罪化が諸外国において着実に進んでいることや、脱税を犯罪化するアプローチとしては、全ての犯罪を前提犯罪化するアプローチが最も多く採用されていることなどが明ら

(86) 財務省「改訂 FATF 勧告の概要」

(http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11194366/www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216.htm) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

(87) OECD. (2017). “Fighting Tax Crime : THE TEN GLOBAL PRINCIPLES” OECD Publishing, pp.54–56, <http://www.oecd.org/tax/crime/fighting-tax-crime-the-ten-global-principles.pdf>, last visited June 17, 2019.

(88) ブラジル、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ジョージア、アイスランド、イタリア、リトアニア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国の 16 か国。

(89) オーストラリア、カナダの 2 か国。

(90) エルサルバドル、ドイツ、インドネシア、マレーシア、シンガポールの 5 か国。

(91) オーストリア、ギリシャ、日本、ルクセンブルク、スイスの 5 か国。

かにされている。

3 犯罪収益移転防止法⁽⁹²⁾

平成 19 年 4 月 1 日に一部施行され、平成 20 年 3 月 1 日に全面施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、特定事業者（金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士など）による取引時確認（4 条）、確認記録等の作成・保存（6 条）、取引記録等の保存（7 条）、疑わしい取引の届出の義務（8 条）など、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策のための規制を定める法律である。犯罪収益移転防止法の施行に伴い、従来、金融機関等に本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存などを定めていた金融機関等本人確認法は廃止され、疑わしい取引の届出等を義務付けていた組織的犯罪処罰法第 5 章は削除された。

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がその剥奪や被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

(92) JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」参照
(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20181130.pdf>)
(令和元年 6 月 17 日最終閲覧)。

【図表 5】犯罪収益移転防止法に係る罰則の適用状況⁽⁹³⁾

区分	年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	預貯金通帳等の譲渡等（業として）		29	27
預貯金通帳等の譲渡等		1,902	2,523	2,519
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引		42	31	27
為替取引カード等の譲渡等		2	0	0
仮想通貨交換用情報の譲渡等		0	0	2
その他		4	0	0
合計		1,979	2,581	2,575

なお、疑わしい取引の届出情報は JAFIC において分析されるだけでなく、犯罪捜査等に役立てるため、他の機関に提供されることになる。提供先機関は同法 13 条（捜査機関等への情報提供等）において規定されており、「国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検

(93) 警察庁・前掲注(9)57頁を参考に作成。

察官等に提供するものとする。」と定められている（下線筆者）。下線部については、平成 29 年 6 月に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の第 8 条により改正された部分である。当該改正については、「組織的犯罪処罰法改正法により、犯罪収益の前提犯罪が拡大され、死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪が前提犯罪となり、所得税法違反の罪、地方税法違反の罪、独占禁止法違反の罪等が新たに犯罪収益の前提犯罪に加わることとなることに伴い、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を提供する相手として、①国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、②徴税吏員、③公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 101 条第 1 項の指定を受けた者に限る。）を追加するとともに、所要の技術的な改正を行うものである。」⁽⁹⁴⁾と説明されている⁽⁹⁵⁾。

第 2 節 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事件の概要

1 マネー・ロンダリング事件の検挙状況⁽⁹⁶⁾

最近 5 か年の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事犯の検挙時件数は下表のとおりである。平成 30 年中における組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、窃盗が 191 件と最も多く、詐欺が 162 件、ヤミ金融事犯が 28 件、電子計算機使用詐欺が 26 事件等となっている。

(94) 隈ほか・前掲注(81)157-158 頁。

(95) なお、疑わしい取引に関する情報の各捜査機関等における活用状況については、警察庁・前掲注(9)47 頁。

(96) 警察庁・前掲注(9)49 頁を参考に作成。

【図表 6】組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事犯の検挙事件数

区分	年				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
法人等経営支配（9 条）	1(1)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)
犯罪収益等隠匿（10 条）	180(26)	234(43)	268(45)	240(22)	377(36)
犯罪収益等收受（11 条）	112(28)	145(46)	112(25)	111(24)	126(26)
合 計	293(55)	381(89)	380(70)	353(46)	504(62)

注：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

【図表 7】組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ロンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数・割合（平成 27～29 年）⁽⁹⁷⁾

前提犯罪	件数	割合（％）
窃盗	419	36.7
詐欺	308	26.9
出資法・貸金業法違反	83	7.3
電子計算機使用詐欺	42	3.7
常習賭博及び賭博場開帳等凶利	38	3.3
風営適正化法違反	35	3.1
売春防止法違反	29	2.5
わいせつ物頒付等	27	2.4
商標法違反	24	2.1
恐喝	19	1.7
覚せい剤取締法違反	17	1.5
入管法違反	15	1.3
強盗	13	1.1
業務上横領	12	1.0

(97) 国家公安委員会・前掲注(63)13 頁を参考に作成。

その他	62	5.4
合計	1,143	100

2 検挙されたマネー・ロンダリングの手口

(1) 犯罪収益等隠匿（組織的犯罪処罰法 10 条）の例⁽⁹⁸⁾

平成 30 年中の犯罪収益等隠匿事件は、他人名義の口座への振込入金の手口を用いるものが多くを占めており、他人名義の口座がマネー・ロンダリングの主要な犯罪インフラとなっている。また、盗品等をコインロッカーに隠匿する手口、犯罪収益の取得に際し虚偽の領収書等を作成して合法的な事業収益を装う手口等が見られる。

具体的な事例として、帰化中国人の夫と農業を営む中国人の女が、複数の就労資格のない中国人を農作業に従事させ、栽培した農作物等の販売代金を他人名義の口座に振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿罪）で検挙された事例、キャッシュカード手交型の特殊詐欺事件において、被害者から騙し取ったキャッシュカードを使用して現金を引き出して盗み、同現金をコインロッカーに隠していた無職の男が組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿罪）で検挙された事例、海賊版 DVD 販売店を営んでいた男が、著作権者の許諾を受けずに複製した海賊版 DVD を代金引換郵便を利用して音楽 CD と偽って販売し、日本郵便の職員らを介して、その販売代金を他人名義の口座に振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿罪）で検挙された事例などがある。

また、国境を越えて行われたマネー・ロンダリング事犯の例として、会社役員である日本人の男らが、商取引に係る偽りのメールを信じたアメリカの農業関連企業から日本の国内銀行に開設された男らが管理する法人口座に送金された詐欺の被害金について、それが詐欺被害金であるのに、銀行担当員に対して虚偽の説明をして、正当な事業収益であったかのように

(98) 警察庁・前掲注(9)50、52 頁。

装って同口座に入金させ、さらに、通常の預金取引を装って、同口座から現金の払出しを受けるなどしたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿罪）等で検挙された事例がある。

(2) 犯罪収益等收受（組織的犯罪処罰法 11 条）の例⁽⁹⁹⁾

平成 30 年中の犯罪収益等收受事件は、売春事犯賭博事犯等で得た犯罪収益等を直接又は口座を介して收受する手口、窃盗等の被害品を買い取るなどして收受する手口等が見られる。

具体的な事例として、神戸山口組傘下組織周辺者である自動車販売店従業員の方が、インターネットカジノ店における常習賭博により得た収益であることを知りながら、同店舗の売上金の引上及び準備金補填役として、同店従業員から常習賭博の犯罪収益である現金を受け取ったことから、組織的犯罪処罰法（犯罪収益等收受罪）で検挙された事例、古物商を営む方が、客からゴルフクラブ等を買取る際に、それが盗品であることを知りながら有償で買い受けていたことから、盗品等有償譲受け及び組織犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受罪）で検挙された事例がある。

3 暴力団構成員等及び来日外国人の関与

(1) 暴力団構成員等の関与⁽¹⁰⁰⁾

平成 30 年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）が関与したものは、犯罪収益等隠匿事件 36 事件及び犯罪収益等收受事件 26 事件の合計 62 事件で、全体の 12.3%を占めており、前提犯罪別に見ると下図のとおりである。

暴力団構成員等が関与したマネー・ロンダリングの手口としては、犯罪収益等隠匿事件については、詐欺等で犯罪収益を得る際に他人名義の口座を利用したり、窃盗等の犯罪収益を偽名で売却するものがあり、また、犯

(99) 警察庁・前掲注(9)50-51 頁。

(100) 警察庁・前掲注(9)51 頁。

罪収益等收受については、売春事犯の犯罪収益をみかじめ料名目で收受しているものがある。

【図表 8】平成 30 年における暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法
(マネー・ロンダリング関係)の適用状況(前提犯罪別の内訳)⁽¹⁰¹⁾

前提犯罪の罪種名	10 条	11 条	合計
詐欺	19	7	26
貸金業法・出資法等	6	3	9
強盗・窃盗	3	3	6
売春防止法		6	6
賭博等	1	4	5
恐喝	4		4
風営適正化法	2	1	3
著作権法等	1	1	2
商標法		1	1
合計	36	26	62

(2) 来日外国人の関与⁽¹⁰²⁾

平成 30 年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ロンダリング事犯で検挙されたもののうち、来日外国人が関与したものは、犯罪収益等隠匿事件 34 事件及び犯罪収益等收受事件 14 事件の合計 48 事件で、全体の 9.5%を占めており、前提犯罪別に見ると、詐欺が 12 事件、窃盗が 11 事件等である。来日外国人が関与したマネー・ロンダリングの手口としては、犯罪収益等隠匿事件について、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、偽名で盗品を売却するなどがある。具体的には、無許可で銀行業(地下銀

(101) 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課・前掲注(44)23 頁を参考に作成。

(102) 警察庁・前掲注(9)51-52 頁。

行) を営んでいたベトナム人の男らが、日本国内からベトナムへの送金を希望する依頼人に対し、男らが管理する他人名義の口座に送金受任額を振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿罪)で検挙した事例などがある。

第 3 節 組織的犯罪処罰法及び国税通則法等の諸論点

組織的犯罪処罰法の平成 29 年改正により一部の租税犯がマネー・ロンダリング罪の前提犯罪とされたが、遁脱犯を前提犯罪とする犯罪収益について、遁脱により納税を免れたことによる利益は犯罪収益を構成しないのではないか、また、脱税の実行行為(虚偽の確定申告書提出等)より前に行われた仮装・隠蔽行為は、組織的犯罪処罰法 10 条犯罪収益等取得事実仮装罪等の実行行為と認定することはできないのではないか、といった論点が考えられる。また、国税通則法に係る論点として、脱税によるマネー・ロンダリング罪は税務当局の犯罪調査の対象となるのかといった論点がある。これらの論点につき、以下で検討する。

1 遁脱により納税を免れたことによる利益は組織的犯罪処罰法における犯罪収益を構成するか

(1) 租税犯の分類と租税罰⁽¹⁰³⁾

個々の租税の確定・徴収および納付に直接的に関連する犯罪を租税犯といい⁽¹⁰⁴⁾、それに対する刑罰を租税罰という。租税犯は国家の租税債権を直接侵害する脱税犯⁽¹⁰⁵⁾と、国家の租税確定権及び徴収権の正常な行使を侵

(103) 金子・前掲注(2)1119-1125 頁参照。

(104) 広義の租税犯には租税法違反の行為で刑事罰の対象となるものが全て含まれ、広義の租税犯は、租税の納付・賦課・徴収に直接関係する犯罪である狭義の租税犯と、それ以外のもの(国税通則法 127 条の秘密漏洩罪等)とに分かれるとする見解もある。白井・前掲注(3)14 頁、芝原邦爾『経済刑法研究 下』849-850 頁(有斐閣、2005)等参照。

(105) 脱税犯とは、国家の課税権を直接侵害するものとする見解もあるが(白井・前掲注

害する危険があるため可罰的とされる租税危害犯とに大別される。(また、平成 29 年度改正において、納税者がすべき国税の課税標準の申告をしないこと、虚偽の申告をすること、または国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動すること、及び納税者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、または国税の徴収若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えることを構成要件とする犯罪である煽動犯が国税犯則取締法から国税通則法 126 条に編入された。)

脱税犯には、①逋脱犯、②申告書不提出犯、③間接脱税犯(酒税における無免許製造犯等)、④不納付犯(源泉徴収義務者)、⑤滞納処分免脱犯があり、租税危害犯には①虚偽申告犯(虚偽中間申告等)、②単純無申告犯、③不徴収犯、④検査拒否犯等がある。

逋脱犯とは、納税義務者又は徴収義務者が偽りその他不正の行為により、租税を免れ、又はその還付を受けたことを構成要件とする犯罪とされる。前者を狭義の逋脱犯、後者を受還付犯ともいう。なお、消費税の受還付犯については、平成 23 年度の税制改正により、未遂罪を処罰する規定が創設された(消費税法 64 条 2 項)。逋脱犯のうち、納税義務者のそれは、詐欺利得罪(刑法 246 条 2 項)と罪質を同じくし、特別徴収義務者のそれは、横領罪(刑法 252 条)と罪質を同じくする⁽¹⁰⁶⁾。

また、申告書不提出犯については、平成 23 年度の税制改正により、積極的な所得隠蔽行為は伴わないものの、故意に「納税申告書を法定納期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定が創設されたものである⁽¹⁰⁷⁾。したがって、「偽りその他不正の行為」を伴う申告書不提出は逋脱犯に該当する。

(3)15 頁、芝原・前掲注(104)853 頁等)、佐藤英明教授は「逋脱罪は、租税の均衡負担利益という社会ないし国民一般の利益を犯す犯罪としても、課税権と呼ばれるような国家の権力的作用を害する犯罪としても、理論的に説明することはできない。それは、国家が国民に租税と呼ばれる金銭の給付を請求する権利、すなわち租税債権を侵害する犯罪としてのみ、理解することができる。」と述べられる(佐藤・前掲注(4)293 頁)。

(106) 金子・前掲注(2)1121 頁。

(107) 国税庁『平成 23 年税制改正の解説』672 頁。

上記各類型について罰則をみると、長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪は、脱税犯のうち①逋脱犯（印紙税法の逋脱犯は除く）、②申告書不提出犯（航空機燃料税法、電源開発促進税法による申告書不提出犯は除く）、③間接脱税犯、④不納付犯が該当する。なお、租税危害犯については該当するものはない。

(2) 組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号における犯罪収益の定義

「犯罪収益」については組織的犯罪処罰法 2 条 2 項に定められており、同項 1 号は犯罪収益について、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」とし、同号イにおいて、死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪⁽¹⁰⁸⁾、同号ロにおいて、別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪を掲げている（なお、2 号から 5 号は省略する）。

(3) 刑法 19 条（没収）及び 19 条の 2（追徴）の規定と組織的犯罪処罰法 13 条（没収）及び 16 条（追徴）の規定との比較

刑法 19 条は没収について定めているが、同条 1 項 3 号は没収の対象物として、「犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」を掲げている。これは組織的犯罪処罰法における犯罪収益についての定義と類似しており、組織的犯罪処罰法制定時においても同様の規定であったことから、両規定における「犯罪行為によって生じ」「犯罪行為によって得た」「犯罪行為の報酬として得た」は、基本的に同様の解釈に立つものと考えられる。ただし、刑法の規定における没収の対象物は「物」とされており、組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」及び没収・追徴の対象は「財産」とされているところ、刑法 19 条における

(108) 同号ロに掲げる罪及び麻薬特例法 2 条 2 項各号に掲げる罪は除かれる。

「物」はその意義について、「没収の対象となる『物』とは、有体物であり、動産のみでなく不動産も含まれる。利益や債権は没収できないが、有価証券等の有体物に化体されているときはそれを没収することができる(なお、本条以外の没収には利益等を含むことがあり得る(組織犯罪 13、麻薬特 11 参照)」⁽¹⁰⁹⁾とされるのに対し、組織的犯罪処罰法における「財産」は、「『財産』とは、社会通念上経済的価値が認められる利益一般をいう。」⁽¹¹⁰⁾とされる。したがって、組織的犯罪処罰法における没収の対象(犯罪収益の範囲)は、刑法 19 条 1 項 3 号に掲げる没収の対象に比べその範囲が広いものといえることができる。

(なお、刑法 19 条の 2 及び組織的犯罪処罰法 16 条は追徴の規定を定めているが、刑法 19 条の 2 に定められる追徴規定について、「実務上財産犯について本条が適用されることはほとんどない。これは、一般的に財産犯における利得の剥奪は、被害者に対する損害賠償(示談)によって行うのがより相当であり、また、これで十分であるという考え方が強く(総判刑 20 [伊達=松本] 56 頁)、さらに、損害賠償能力のない財産犯人に追徴を命じても執行が事実上不可能であるため、これを命じる意味がないことなどによるものである。追徴が実際に活用されるのは、197 条の 5、公選法 224 条、関税法 118 条 2 項、麻薬特例法等の特別法の必要的追徴の場合が圧倒的に多い。本条に関する判例が少ないのも、この間の事情を示している。」⁽¹¹¹⁾とされる。)

(109) 前田雅英ほか編『条解刑法〔第 3 版〕』34 頁(弘文堂、2013)。

(110) 三浦ほか・前掲注(1)71 頁。

(111) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法(第三版)』460 頁(青林書院、2015)。

【図表 9】 刑法と組織的犯罪処罰法における没収・追徴規定の比較

	刑法	組織的犯罪処罰法
没収	<p>第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。</p> <p>一 犯罪行為を組成した物</p> <p>二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物</p> <p>三 <u>犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物</u></p> <p>四 前号に掲げる物の対価として得た物</p> <p>2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。</p>	<p>第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。</p> <p>一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）</p> <p>二～四 省略</p> <p>五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等</p> <p>六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の<u>犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産</u></p> <p>七 省略</p> <p>2～5 省略</p>
追徴	<p>第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の</p>

		性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。 2～3 省略
--	--	---

【図表 10】 刑法 19 条 1 項 3 号の意義とその具体例⁽¹¹²⁾

	犯罪行為により生じた物（生成物件・産出物件）	犯罪行為により得た物（取得物件）	犯罪行為の報酬として得た物（報酬物件）
意義	犯罪行為によって存在するに至った物	犯罪行為により犯人が取得した物	犯人が犯罪行為をしたことの対価報酬として取得した物
具体例	○通貨偽造、変造罪における偽造、変造通貨 ○文書偽造罪における偽造文書 ○有価証券偽造罪における偽造有価証券	○賭博により得た金品 ○わいせつ文書の販売により得た金員 ○狩猟法違反により捕獲した鳥獣	○幫助、教唆の報酬として得た物 ○売春業者に建物を提供した場合の家賃

(112) 大塚ほか編・前掲注(111)427-432 頁、前田ほか編・前掲注(109)38 頁参照。

	○公印不正使用罪における文書中公務員の印章を不正に使用した部分 ○投票偽造罪における偽造投票		
--	---	--	--

(4) 刑法 246 条及び 197 条における「財産」と「利益」

イ 刑法 246 条（詐欺罪）

財産犯と称される犯罪は個人財産の侵害を内容とするものであり、侵害の対象が財物である財物罪と、侵害の対象が財物以外の財産上の利益である利得罪に分類される⁽¹¹³⁾。刑法 246 条は 1 項において「人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。」と定め、2 項は「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」と定めており、1 項は財物罪に属し、2 項は利得罪に属するということができる。

「財物」の一般的意義については、財物が有体物に限定されるかどうかについて、有体物に限定されるとする有体性説と、財物は管理可能性があれば足り、必ずしも有体物であることを要しないとする管理可能性説があるが、後説が多数説であり、判例においてもガス（大判明治 37 年 4 月 28 日刑録 10 輯 910 頁）のみでなく電気が窃盗の目的となることを認め（大判明治 36 年 5 月 21 日刑録 9 輯 874 頁）、管理可能性説に立つことを明らかにしている。また、客観的な交換価値、すなわち金銭的経済的価値は必ずしも必要としないとされており、判例も「強、窃盗罪において奪取行為の目的となる財物とは、財産権殊に所有権の目的となり得べき物を言い、それが金銭的乃至経済的価値を有するや否やは問うと

(113) 前田ほか編・前掲注(109)707 頁。

ころではない」と判示している（最判昭和 25 年 8 月 29 日刑集 4 巻 9 号 1585 頁）。ただし、この判例の要点は金銭的価値又は経済的価値を有することを必要としないという点にあり、全く無価値なものにまで財物性を認める趣旨ではないと理解すべきとされる⁽¹¹⁴⁾。さらに、不動産が財物に含まれるかについては、犯罪により異なり、詐欺罪、恐喝罪、横領罪については不動産が財物（物）に含まれることに争いが無いが、窃盗罪については昭和 35 年に不動産侵奪罪（刑法 235 条の 2）の規定が設けられたことにより不動産の撰取行為は同条によることとなったことから、窃盗罪（刑法 235 条）の「財物」に不動産が含まれないことが明確になり、強盗罪の財物についても不動産侵奪罪との関係上、不動産を含まないものと解することになる⁽¹¹⁵⁾。

次に、「財産上の利益」とは、財物以外の財産的利益を意味し（大判明治 43 年 5 月 31 日刑録 16 輯 995 頁）、積極的利益か消極的利益かを問わない（大判明治 42 年 12 月 13 日刑録 15 輯 1779 頁）。積極的利益の例として、債権や担保権の取得、労務・サービスの提供をさせる等、消極的利益の例として債務の免除、支払猶予を得ることなどが挙げられる⁽¹¹⁶⁾。また、労務の提供については、社会通念上対価の提供を伴うような労務の提供を受けること自体を財産上の利益とみるのが通説とされる⁽¹¹⁷⁾。

遁脱罪の罪質について、佐藤英明教授は「租税遁脱罪は租税債権という国の財産権を侵害する犯罪であり、それは本質的には財産犯である。そして、その侵害の方法が、『偽りその他不正な行為』によるという点からすると、詐欺罪（詐欺利得罪）と同じ性質の罪であると考えられ

(114) 前田ほか編・前掲注(109)710 頁、小野清一郎ほか『刑法 第三版』531 頁（有斐閣、1980）。

(115) 前田ほか編・前掲注(109)712 頁。

(116) 西田典之『刑法各論〔第 7 版〕』207 頁（弘文堂、2018）。

(117) 前田ほか編・前掲注(109)772 頁。

る。」⁽¹¹⁸⁾と述べられる。(狭義の) 逋脱犯とは納税義務者又は徴収納付義務者が偽りその他不正の行為により、租税を免れることを構成要件とする犯罪であり、詐欺により債務の免除を受けることが詐欺利得罪に当たることからすると、逋脱により納税債務を免れたことにより得た利益は 246 条 2 項の客体である「財産上の利益」にあたると考えられる。

また、財産上の利益を「得」とは、人を欺く行為に基づく錯誤の結果行われた相手方の財産的処分行為によって、行為者または一定の第三者が、財産上の利益を取得することであり⁽¹¹⁹⁾、財産上の利益の取得は、法律上有効であると無効であるとを問わず(大判大正 12 年 12 月 8 日刑集 2 卷 12 号 934 頁)、一時的なものであってもよい(大判大正 4 年 3 月 5 日刑録 21 輯 254 頁)。詐欺利得罪における財産上の処分行為について、不作為、とりわけ無意識的な不作為でも足りるのかが問題となるが、学説においては、行為者の欺く行為の結果として、欺かれた者が錯誤に陥っていなければ、当然その不作為に出ることなく必要な作為を行ったであろうとみられる状況にある場合には、法的には財産的処分行為がされたと同様の評価をすることが可能であるとして、無意識の不作為による処分行為を認める見解が有力である⁽¹²⁰⁾。

ロ 刑法 197 条(収賄、受託収賄及び事前収賄)及び 197 条の 5

(イ) 刑法 197 条(収賄、受託収賄及び事前収賄)及び 197 条の 5 の規定

刑法 197 条は「公務員が、その職務に関し、賄賂(ろ)を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。」と定め、197 条の 5 は「犯人又は情を知った第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その

(118) 佐藤・前掲注(4)286 頁。

(119) 前田ほか編・前掲注(109)772-773 頁、最判昭和 30 年 4 月 8 日刑集 9 卷 4 号 827 頁、最決昭和 30 年 7 月 7 日刑集 9 卷 9 号 1856 頁。

(120) 前田ほか編・前掲注(109)773 頁。

価額を追徴する。」と定めている。

(ロ) 「賄賂」の意義及び具体例

「賄賂」の意義について、判例によれば「賄賂ハ、財物ノミニ限ラス又有形タルト無形タルトヲ問ハス苟モ人ノ需用若クハ欲望ヲ充タスニ足ルヘキ一切ノ利益ヲ包含スルモノトス」(大判明治 44 年 5 月 19 日刑録 17 輯 879 頁)とされている(下線筆者)。そして、賄賂に当たるものとして、金銭、物品、不動産などの有体物のほか、債務を肩代わりして弁済すること、金融の利益、芸者の花代などを含む饗応接待、ゴルフクラブの会員権、値上がり確実な未公開株式を公開価格で取得できる権利などの財産上の利益のほか、就職のあっせんの約束、異性間の情交なども賄賂たりうるとされる⁽¹²¹⁾。したがって、「一切の利益」とは、①財物、②財産上の利益、③その他の利益(就職のあっせんの約束、異性間の情交等、社会通念上経済的価値が認められないもの)の3つの類型に大別されると考えられる。

(ハ) 裁判例(山形地裁酒田支部昭和 49 年 2 月 15 日判決(判時 736 号 113 頁))

土地改良に関する事業等の調査、計画、指導、監督などの職務に従事していた公務員甲が、土地改良事業等に関する揚水機設置工事の請負などにつき職務上好意的な取扱いを受けた会社の代表取締役乙から、その謝礼などとして、甲が同社から買受け甲の新築住宅に取り付けられた暖房器具の支払債務の免除を受けたことにつき、次のように判示している。

「小売定価の金額がいくばくであるかを認めることができる証拠はないけれども、仕入価額(同会社への仕入先からの卸売価額)である合計金十七万三、八〇〇円以上の金額の代金債務が免除されたものである。そこで、被告人……は右金額相当の利益を賄賂として取得した

(121) 西田・前掲注(116)516頁。

ものというべきであり刑法百九十七条の五後段により同被告人より右金額を追徴する。」

「被告人……の収賄罪における賄賂は、右犯行前に買い受けた暖房器具等の物件の売買代金債務の免除を受けることによる利益であるから、右買受物件は、刑法第一九七条の五所定の賄賂には該らないし、同法第一九条第一項各号所定物件にも該らないので、右物件を没収できないことは勿論であり、右債務免除の利益自体もその性質上没収することはできないから、同法第一九七条の五後段により被告人……から右利益の価額を追徴すべきものである。」

(5) 考察

組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号は、犯罪収益について、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」(括弧書きは除く)とし、同号イにおいて死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪を掲げているところ、逋脱犯及び受還付犯に係る罰則として、たとえば所得税法 238 条 1 項、法人税法 159 条 1 項、消費税法 64 条 1 項は 10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれらの併科を定めている。したがって、逋脱犯は組織低犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号の「次に掲げる罪」、すなわち前提犯罪に該当する。

次に、「財産上の不正な利益を得る目的」とは、「その取得、保持が法秩序上許容されない利益を得る目的をいう。財産を得ることが構成要件となっている財産犯や収賄などの罪により得られた財産は、当然に『財産上の不正な利益を得る目的』で犯した罪の犯罪行為により得た財産に該当することになる。」⁽¹²²⁾とされているところ、逋脱犯は、租税債権という国の財産権を侵害し自己の利益を図る犯罪であり、その罪質は財産犯たる詐欺利得罪と同じくする。したがって、逋脱犯は「財産上の不正な利益を得る

(122) 三浦ほか・前掲注(1)72 頁。

目的」で犯した罪に当たる。

次に、遁脱により納税を免れたことによる利益が「次に掲げる罪の犯罪行為により生じた財産」、「次に掲げる罪の犯罪行為により得た財産」又は「当該犯罪行為の報酬として得た財産」のいずれに当たるのか、それともいずれにも当たらないのかという問題がある。この点につき、刑法 19 条 1 項 3 号は、没収の対象として「犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」を掲げているが、この「犯罪行為によって得た物」の意義については、「犯罪行為により犯人が取得した物をいう」⁽¹²³⁾とされ、また、組織的犯罪処罰法 2 条 1 項 1 号における「財産」の意義については、『「財産」とは、社会通念上経済的価値が認められる利益一般をいう。動産、不動産といった有体物に限らず、金銭債権や無体財産権も含まれ、必ずしも譲渡性を必要としない。』⁽¹²⁴⁾とされる。したがって、「次に掲げる罪の犯罪行為により得た財産」とは、「次に掲げる罪の犯罪行為により犯人が取得した社会通念上経済的価値が認められる利益一般」をいうと解される。

ここで、「社会通念上経済的価値が認められる利益一般」について以下検討する。刑法 246 条における詐欺罪の規定を見ると、同条 1 項における客体は「財物」であり、2 項の客体は「財産上の利益」である。1 項における「財物」には金銭的経済的価値は必ずしも必要としないとされ、2 項における「財産上の利益」には社会通念上経済的価値が認められるものが該当すると考えられる⁽¹²⁵⁾ことからすると、「社会通念上経済的価値が認められる利益一般」、すなわち組織的犯罪処罰法 2 条 1 項 1 号における「財産」は、刑法 246 条 1 項の「財物」のうち金銭的経済的価値が認められるもの、及び、2 項の「財産上の利益」を合わせた概念であると考えられる。

(123) 大塚ほか編・前掲注(111)428 頁。

(124) 三浦ほか・前掲注(1)71 頁。

(125) 上記(4)参照。労務の提供については、社会通念上対価の提供を伴うような労務の提供を受けること自体を財産上の利益とみるのが通説とされる。前田ほか編・前掲注(117)。

刑法 246 条 2 項における「財産上の利益」には債務の免除も含まれることからすると、遁脱により納税債務を免れることによる利益も同様に「財産上の利益」に当たると考えられる。したがって、遁脱により納税債務を免れることによる利益は、組織的犯罪処罰法 2 条 1 項 1 号における「次に掲げる罪の犯罪行為により得た財産」に当たり、犯罪収益を構成すると考えられる。(なお、受還付犯が得た不正還付金や、脱税に協力した加担先が脱税協力の見返りに得た金銭による報酬については「財産上の利益」ではなく金銭的経済的価値が認められる「財物」に当たることから、組織的犯罪処罰法 2 条 1 項 1 号における「次に掲げる罪の犯罪行為により得た財産」又は「当該犯罪行為の報酬として得た財産」に当たり、犯罪収益を構成すると考えられる。)

なお、遁脱によって納税を免れたことによる利益は、犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されることによって合法的な経済活動に悪影響を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、それを犯罪収益に含めないとするのは、組織的犯罪処罰法の趣旨に鑑みても不合理であるともいえる。

また、平成 29 年の組織的犯罪処罰法改正は、国際組織犯罪防止条約の締結に必要な改正を行うものであり、FATF の勧告等も踏まえたものであると考えられるところ、2012 年(平成 24 年)における FATF の「40 の勧告」の改正において脱税が前提犯罪として明示的に位置付けられたことを踏まえると、改正後の組織的犯罪処罰法において、遁脱により納税を免れた金銭は犯罪収益に該当しないとするのであれば、改正の趣旨を没却することにもなり得ると考えられる。

【図表 11】 賄賂（刑法 197 条）、財物（刑法 246 条 1 項）、財産上の利益（刑法 246 条 2 項）、財産（組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号）の比較

法令等	刑法 197 条 (賄賂)		刑法 246 条 1 項 (財物)、 刑法 246 条 2 項 (財産上の利益)		組織的犯罪処罰法 2 条 1 項 1 号 (財産)	
意義	「賄賂ハ、財物ノミニ限ラス又有形タルト無形タルトヲ問ハス苟モ人ノ需用若クハ欲望ヲ充タスニ足ルヘキ一切ノ利益ヲ包含スルモノトス」 (大判明治 44 年 5 月 19 日刑録 17 輯 879 頁)		財物とは有体物及び管理可能性のあるエネルギー(ガス、電気等)などをいい、無価値物は含まない。 財産上の利益とは財物以外の財産的利益を意味し、積極的利益か消極的利益かを問わず、一時的利益か永久的利益かを問わない。		「財産」とは、社会通念上経済的価値が認められる利益一般をいう。	
客体の範囲と具体例	賄賂	財物	財物(1項)	経済的価値が認められないもの ○主観的感情的価値を有するに過ぎない手紙や記念品	/	

			等	
			経済的価値が認められるもの ○金銭 ○物品 ○不動産	○不正還付金 ○不正加担報酬
		財産上の利益 ○債務を肩代わりして弁済すること ○金融の利益 ○芸者の花代などを含む饗応接待 ○債務免除 ○ゴルフクラブの会員権	財産上の利益（2項） 積極的利益 ○債権や担保権の取得 ○労務やサービス（社会通念上対価の提供を伴うようなもの） 消極的利益 ○債務免除 ○債務の履行期を延期させること	財産 ○遁脱により納税を免れることにより得た利益
その他の利益 ○就職のあっせんの約束 ○異性間の情交				

2 税務当局の犯則調査権限にマネー・ロンダリング罪の調査は含まれるか

(1) 刑事訴訟法における捜査権⁽¹²⁶⁾

刑事訴訟法 189 条は 1 項において「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と定め、2 項において「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と定めている。ここで、1 項における「他の法律」について、現在のところ、これに当たる法律は制定されていない。

次に、刑事訴訟法 191 条は「検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。」と定め、2 項は「検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。」と定めている。本条は、検察官及び検察事務官の犯罪捜査権に関する規定であり、司法警察職員についての 189 条 2 項に比し、検察官の捜査における役割を原則として補充的なものとしている。なお、同条 1 項における「必要と認めるとき」とは司法警察職員の捜査が不十分な場合、司法警察職員が捜査をすることができない場合、又は司法警察職員に捜査させるのを適当としない場合で、しかも検察官が自ら捜査をするのを必要とする場合であるとされる。

また、刑事訴訟法 190 条は、「森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。」とし、いわゆる特別司法警察職員について定めている。これは、一定の職務に従事している者は、本来の職務の遂行に際して職務に関連する犯罪を発見する機会が多く、しかもその犯罪についてはその職務上の特殊知識を活用した方が捜査の実行を期しうる場合が多いことに着目して、特別司法警察職員制度を設けたものである。特別司法警察職員も、その職務を行うべき特別の事項の範囲内においては、一般の司法警察職員と訴訟法上の権限において異なるところはない。本条に基づいて別に法律で

(126) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)357-363 頁参照。

定められた特別司法警察職員として、①刑事施設の長および指名された職員（刑事収容施設法 290 条）、②森林管理局署の職員で指名された者（司法警察職員等指定応急措置法 1 条）、③公有林野の事務を担当する北海道吏員で指名された者（司法警察職員等指定応急措置法 1 条）、④船長、職掌上位の海員（司法警察職員等指定応急措置法 1 条）、⑤皇官護衛官（警察法 69 条 3 項）、⑥鳥獣の保護または狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県職員で指名された者（鳥獣保護及び狩猟適正化法 76 条）、⑦労働基準監督官（労働基準法 102 条）、⑧船員労務官（船員法 108 条）、⑨海上保安官および海上保安官補（海上保安庁法 31 条）、⑩麻薬取締官、麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法 54 条）、⑪鉱務監督官（鉱山保安法 49 条）、⑫漁業監督官および漁業監督吏員で指名された者（漁業法 74 条 5 項）、⑬自衛隊の警務官および警務官補（自衛隊法 96 条、同法施行例 109 条）がある。この他、司法警察職員ではないが、特定事項につき捜査権があり、したがって特別司法警察職員に準ずる捜査機関であるものとして、国税庁監察官がある。これは、財務省設置法 27 条、国税庁監察官の行なう捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則（昭 25 最高裁規 19）に準拠するもので、国税庁の職員に関係ある犯罪につき捜査権を有する。強制捜査権はないので、その必要がある場合は一般の捜査機関の職権発動を求めるほかない。

（2）税務当局の犯則調査権限

犯則調査権限とは、「行政庁が、その所管する特定の法律に関する特定の種類の違反事件を刑事法的に処理することを目的として調査する権限」⁽¹²⁷⁾とされる。税務当局の犯則調査権限について、国税通則法 131 条 1 項は、国税庁等の当該職員は、国税に関する犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去った物件

(127) 佐藤英明「犯則調査権限導入に関する若干の論点整理」47 頁ジュリスト 1270 号 (2004)。

を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる旨定めているが、国税通則法は、国税庁等の当該職員による国税の犯則調査の対象については明示していない。この点につき、租税法違反となる行為で刑事罰の対象となる行為が全て国税犯則調査手続による調査の対象となるのではなく、国税の納付、賦課、徴収に関する直接的な犯則事件に限るものと解されている。これは、国税犯則調査手続が、徴収に関係のある機関の職員である国税庁等の当該職員に、犯則事件の調査に関する権限を与えているのは、それらの職員に調査をさせることが、その特別の経験と知識とを活用することによる調査の成果を上げ迅速、適正な結果を期待できるという理由に基づくからであるとされる⁽¹²⁸⁾（したがって、国税通則法、国税徴収法等の罰則に定められている質問検査拒否、妨害等の罪（国税通則法 128 条 2 号、国税徴収法 188 条 1、2 号）、秘密漏洩の罪（国税通則法 127 条）の捜査については、国税犯則調査手続の適用はなく、刑事訴訟法の定めるところにより一般の捜査機関によって捜査が行われる。）。この点につき、佐藤英明教授は、「遁脱犯等の刑事処罰は、申告納税制度への国民の信頼を維持するための最後の砦であるから、その対象は、国税の適性かつ公平な賦課、ないしは、申告納税制度の維持の観点から、悪質と認められるものが選ばなければならない。他方、このような観点からの判断を最も適切に行うるのは、『内国税の適性かつ公平な賦課及び徴収の実現⁽¹²⁹⁾』を任務とする国税庁の組織に属する職員であると考えることには理由がある。ここに、ある具体的な遁脱事件を告発し、刑事処罰の対象とすべきか否かの判断をするための犯則調査手続が、国税庁に属する組織で行われることの意義がある。⁽¹³⁰⁾」と述べられる。

(128) 白井・前掲注(3)101 頁。

(129) 財務省設置法 19 条は「国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。」と定めている。

(130) 佐藤・前掲注(4)456-457 頁。

(3) 租税犯及びマネー・ロンダリング罪の保護法益

上記(1)のとおり、租税犯は国家の租税債権を直接侵害する脱税犯と、国家の租税確定権及び徴収権の正常な行使を侵害する危険があるため可罰的とされる租税危害犯とに大別され、租税犯のうち脱税犯の保護法益は国家の租税債権、租税危害犯の保護法益は国家の租税確定権及び徴収権の正常な行使であると考えられる⁽¹³¹⁾。また、消費税受還付罪の規定は、消費税固有の還付制度の適正な運用を保護法益とするものであるともいえる⁽¹³²⁾。

これに対して、マネー・ロンダリング罪の保護法益は、組織的犯罪処罰法の目的条項である第1条が、「この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。」と規定していることから

(下線筆者)、①組織的犯罪の助長を防ぐこと、②健全な経済活動が保護法益として想定されていると解される。この点につき、東京大学の山口厚名誉教授は、「薬物犯罪については、薬物犯罪の収益が新たな薬物犯罪に再投資される可能性が高いことから、薬物犯罪の収益を隠匿し、合法的な資金に仮装する行為には、将来の薬物犯罪を助長・促進する性格が認められ、こ

(131) 金子・前掲注(2)1119頁参照。なお、ほ脱犯の保護法益を「国が租税債権を確定するために適正な課税処分をする権利」とする見解もある(芝原・前掲注(104)853頁等)。また、松沢智教授は、「わが国が申告納税制度(Self-assessment system)を中心とする租税制度を採用している以上は、遁脱犯の保護法益は『申告納税制度の維持』にあり、右申告納税制度の根幹を破壊するような悪質な遁脱行為に対しては『実刑』も当然視されるのである。」と述べられる(松沢智『租税処罰法』14頁(有斐閣、1999))。また、岡山大学の神例康博教授は「脱税処罰の趣旨は、財政収入を確保するという側面と申告納税制度を基礎とする納税倫理の確保の側面の両面に求められるであろう。」と述べられる(神山敏雄ほか編著『新経済刑法入門[第2版]』336頁(成文堂、2013))。

(132) 脇本利紀「消費税受還付罪に関する一考察」83頁税大ジャーナル5号(2007)。

の点に処罰の根拠が認められるのが一般的な理解であった。もっとも、組織犯罪処罰法においては、マネー・ロンダリングの前提犯罪が大幅に拡充された結果、財産的利益を目的として行われた重大犯罪に基づく犯罪収益のほとんどについて、その隠匿行為が処罰されるに至っている。したがって、隠匿された犯罪収益が将来の犯罪活動に再投資される可能性は、薬物犯罪の場合に比べると、それほど高いものとはいえない。そのため、組織的犯罪処罰法における犯罪収益等隠匿罪の処罰根拠としては、犯罪収益等が将来の犯罪活動に再投資される側面のみならず、犯罪収益等が事業活動に投資されることによって、合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことが強調されている。このように前提犯罪が大幅に拡大されたことによって、本罪の処罰根拠が必ずしも明確なものではなくなっているが⁽¹³³⁾、将来の犯罪活動を助長・促進する点、あるいは、合法的な事業活動に投資される弊害、そのいずれに処罰根拠を求めるにしても、それは前提犯罪それ自体とは別個の法益侵害を惹起するものということができる。したがって、前提犯罪の本犯者が本罪に該当する行為を行った場合、それは不可罰（共罰）的事後行為ではなく、前提犯罪と別個に本罪が成立することになる。」⁽¹³⁴⁾と述べられる。

（4）考察

国税通則法は、国税庁の当該職員による国税の犯則調査の対象について明示していないが、犯則調査の対象は国税の納付・賦課・徴収に直接的な犯則事件に限ると解されている。したがって、国税の犯則調査の対象は、租税法違反となる行為で刑事罰の対象となる行為のうち、国税の納付、賦課、徴収に関する直接的な犯則事件、すなわち上記 1（1）の租税犯であるということができ、マネー・ロンダリング罪は国税の納付・賦課・徴収に直接

(133) このような批判として、神山ほか編著・前掲注(131)119-120頁。なお、犯罪収益の隠匿・仮装や收受罪では、没収・追徴を免れるという性格を持っており、そこでは国家の刑事司法作用が保護法益とされているともいえるとしている。

(134) 山口厚『経済刑法』122頁（商事法務、2012）。

的な犯則事件とはいえないと考えられる。

また、犯則調査の対象を「国税の納付・賦課・徴収に直接関連するものに限る」とする解釈の理論的背景は、国税通則法が国税庁の当該職員に犯則事件に関する調査の権限を与えているのは、その特別の経験と知識を活用することにより調査の成果を挙げ、迅速・適正な結果を期待できるという理由に基づく、という点にあり、マネー・ロンダリング罪の犯罪収益の隠匿行為と、脱税犯のうち、ほ税犯の構成要件である「偽り其他不正の行為」は類似した行為といえるため、「特別の経験と知識を活用することにより調査の成果を挙げ、迅速・適正な結果を期待できる」と考えられなくもない。しかしながら、佐藤英明教授が述べられるように、遁脱犯等の刑事処罰の対象とすべきか否かの判断を最も適切に行い得るのは、「内国税の適性かつ公平な賦課及び徴収の実現⁽¹³⁵⁾」を任務とする国税庁の組織に属する職員であると考えることには理由があるが、マネー・ロンダリング罪はその保護法益として①組織的犯罪の助長を防ぐこと、②健全な経済活動が想定されており、また、その前提犯罪も大幅に拡張されていることを鑑みると、マネー・ロンダリング罪の対象とすべきか否かの判断を最も適切に行い得るのは国税庁の組織に属する職員ではなく、刑事訴訟法において捜査権を付与されている一般司法警察職員たる警察官、及び検察官であると考えられる。したがって、国税通則法 131 条に定められる犯則調査の対象にマネー・ロンダリング罪の調査は含まれないと考える。

(135) 財務省設置法 19 条は「国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。」と定めている。

3 脱税の実行行為（虚偽の確定申告書提出等）より前に行われた仮装・隠蔽行為をもって、組織的犯罪処罰法 10 条犯罪収益等取得事実仮装罪等の実行行為と認定することができるか⁽¹³⁶⁾

(1) 問題の所在

組織的犯罪処罰法 10 条は、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者、犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者を処罰する旨定めている。ここで、犯罪収益は通常、前提犯罪を実行することにより得られるものであり、前提犯罪の実行後に発生した犯罪収益について仮装・隠蔽行為が行われる。しかしながら、脱税を前提犯罪とした場合、脱税の実行行為前（虚偽の確定申告提出前）に仮装、隠ぺい行為が行われることが多いと考えられ、その場合、当該仮装・隠ぺい行為時には犯罪収益は存在しないことから、脱税に係る当該仮装・隠ぺい行為は組織的犯罪処罰法 10 条の仮装・隠蔽行為として捉えることができないのではないか、という見解もあり得る。

(2) 裁判例（最高裁第 3 小法廷決定平成 20 年 11 月 4 日刑集 62 卷 10 号 2811 頁⁽¹³⁷⁾）

イ 事案の概要

児童ポルノである DVD を作成し、インターネット上で不特定の客に販売するなどしていた被告人が、DVD の代金を前払いで被告人の管理する借名口座に振込入金させたことが、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものとして、組織的犯罪処罰法 10 条 1 項前段所定の「犯罪収益等の取得につき事実を仮装した罪」（以下「犯罪収益取得事実仮装罪と

(136) 城祐一郎『マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて [第 2 版]』400-402 頁（立花書房、2018）参照。

(137) 評釈として松田俊哉「判批」ジュリスト 1378 号 173 頁（2009）、白井美果「判批」捜査研究 58 卷 6 号 11 頁（2009）、岡上雅美「判批」刑事法ジャーナル 19 号 111 頁（2009）、三上正隆「判批」法律時報 82 卷 1 号 114 頁（2010）、松田俊哉「判批」法曹時報 62 卷 10 号 244 頁（2010）、松田俊哉「判批」ジュリスト増刊（最高裁時の判例 6 平成 18 年～20 年）336 頁（2010）、松田俊哉「判解」平成 20 年度 679 頁（2012）、玄守道「判批」龍谷法学 45 卷 1 号 243 頁（2012）。

いう。」に問われた事例。被告人は、被告人が児童ポルノである DVD の購入客らをして、その代金を借名口座に振入金させたのは、被告人が犯罪収益を生じる前提となる犯罪（以下「前提犯罪」という。本件では児童ポルノ提供罪）の実行に着手する前であって、その時点では同代金は組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号の「犯罪収益」ではないから、「犯罪収益」の取得につき事実を偽装したとはいえないと主張したが、裁判所はこれを排斥した。

ロ 判決要旨等

裁判所は『犯罪収益』を定義する組織的犯罪処罰法 2 条 2 項にいう『犯罪行為により得た財産』（同項 1 号）とは、その文理、同法の立法目的（1 条）等にも照らせば、当該犯罪行為によって取得した財産であればよく、その取得時期が当該犯罪行為の成立時の前であると後であるとを問わないと解すべきであるから、前提犯罪の実行に着手する前に取得した前払い代金等であっても後に前提犯罪が成立する限り、『犯罪行為により得た財産』として『犯罪収益』に該当し、その取得につき事実を偽装すれば、犯罪収益取得事実偽装罪が成立するというべきである。」と判示した。

なお、当時最高裁判所調査官の松田俊哉氏は「法文の『犯罪行為により得た』というのは『犯罪行為を原因として』と解することができるから、文理上も特段支障はないと解される。なお、本件では、前提犯罪である児童ポルノ提供罪は、犯罪収益取得事実偽装罪の実行行為の終了後に行われており、同罪は前提犯罪の成立を待って完成すると考えられるが、このように後の事情により犯罪が完成するという事象は、『公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、5 年以下の懲役に処する。』とする刑法 197 条 2 項の事前収賄罪でも発生する。すなわち、同罪に係る収賄行為は当該賄賂を收受した時点で終了しており、その後、その者が公務員になることにより犯罪が完成するのであるが、本件の犯罪収益取得事実偽装罪についても、こ

れと同じように考えることができるのであれば、不合理とはいえないと思われる。」⁽¹³⁸⁾と述べられる。

また、青山学院大学の岡上雅美教授は、幫助犯の成否と対比して、「犯罪の成否が、他の犯罪の成立に従属するものとして、実行従属性をもつ共犯の場合が考えられる。幫助犯は、『正犯を幫助』することをいうが(刑法 62 条)、正犯の実行行為を容易にするものであれば足り、すなわち、今日支配的な共犯従属性説によれば、正犯の実行行為が未だ存在しない事前の幫助であっても、正犯の実行行為が後に実際に行われた場合のみ、遡って、『正犯を幫助』したこととなるのである。幫助行為の時点で『正犯』が存在しないから、『正犯』を幫助できないというわけではない。」と述べられる⁽¹³⁹⁾。

(3) 考察

上記裁判例において、前提犯罪である児童ポルノ提供罪は、犯罪収益事実仮装罪の実行行為の終了後に行われており、同罪は前提犯罪の成立を待って完成すると考えられる。このことは、刑法 197 条 2 項の事前収賄罪において、同罪に係る収賄行為は当該賄賂を受受した時点で終了し、その後、その者が公務員になることにより犯罪が完成することと対比しても合理性がある。

したがって、脱税を前提犯罪とした場合についても同様に、前提犯罪である脱税は、犯罪収益事実仮装罪の実行行為(仮装・隠ぺい行為)の終了後に行われていることから、犯罪収益事実仮装罪は脱税の成立を待って完成すると考えられる。すなわち、前提犯罪の実行前に行われた仮装・隠ぺい行為は、後に前提犯罪が成立する限り、マネー・ロンダリング罪(犯罪収益事実仮装罪)の実行行為として認定することができると考えられる。

(138) 松田・前掲注(134)「判解」690頁。

(139) 岡上・前掲注(134)113頁。

第 3 章 税務当局によるマネー・ロンダリング 対策の方向性

本章では、2017 年（平成 29 年）に公表された OECD（経済協力開発機構）による報告書「租税犯罪及び他の金融犯罪との闘いにおける効果的な機関間協力（第 3 版）」（Effective Inter-Agency Co-Operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes (Third Edition)）⁽¹⁴⁰⁾（以下「ローマレポート」という。）などを参考にすることにより、国際的な議論を踏まえ、我が国の税務当局によるマネー・ロンダリング対策の方向性を検討する。

マネー・ロンダリング対策は、その前提となる犯罪が広範にわたることなどから、いずれの法執行機関が調査（捜査）にあたるのか、情報共有をいかにして行うか、各政府機関間や官民間の協力などについて、各国において様々な取組が行われている。第 1 節ではこれらの点につき、米国、英国、オーストラリアを中心に概観する。第 2 節においては、ローマレポートにおける OECD による勧告と諸外国の取組について概観し、第 3 節において守秘義務と告発義務の関係を整理した上で、我が国の税務当局によるマネー・ロンダリング対策の方向性について検討する。

第 1 節 各国の金融犯罪に対する取組状況等

1 租税犯罪及びその他の金融犯罪と闘う組織モデル

(1) 概要

金融犯罪に対処するための戦略は、犯罪の予防、検出、捜査及び訴追、犯罪収益の回復を含む多くの段階により構成される。これに関与する機関として、税務当局、資金情報機関（FIU）を含むマネー・ロンダリング防止機関、警察及び腐敗行為の調査を担当する当局を含む専門の法執行機関、

(140) OECD, *supra* note(5).

検察庁、金融監督当局などがある。

租税犯罪対策を行う機関については、①税務当局が調査の指揮及び実施を行う国（オーストラリア、カナダ、ドイツ⁽¹⁴¹⁾、ギリシャ、インド、アイルランド、イスラエル、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ、スイス、ウガンダ、英国、米国⁽¹⁴²⁾）、②検察官の指揮の下、税務当局が調査を実施する国（オーストリア、アゼルバイジャン、エルサルバドル、エストニア、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、オランダ、ポルトガル、セルビア、スウェーデン、スペイン、米国）、③税務当局以外の専門税務機関が調査を行う国（ジョージア、ガーナ、ギリシャ、アイスランド、トルコ）、④警察又は検察官が調査を行う国（ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイスランド、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ノルウェー、ペルー、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン）に大別される。

以下、マネー・ロンダリングを中心とした金融犯罪に取組む組織について米国、英国、オーストラリアを例に取り、概要をみる。

(2) 米国

米国においては、IRS が連邦法執行機関として唯一内国歳入法 (26 U.S.C.) が定める租税法違反の捜査権限を持つが、この権限と共にマネー・ロンダリング規制法(18 U.S.C. § § 1956, 1957)及び銀行秘密法 (31 U.S.C. § § 5311-5332) の捜査権限を与えられている。IRS のマネー・ロンダリング等の捜査は、一般的に他の法執行機関との合同捜査の中で行われており、こうした合同捜査において脱税捜査で培った捜査技術により資金捜査を担うものとなっている⁽¹⁴³⁾。IRS-CI (IRS Criminal Investigation

(141) ドイツは通常は上記②に該当するが、一定の場合①に該当する。

(142) 米国は行政調査は上記①、大陪審調査は②に該当する。

(143) 岡崎正江「米国内国歳入庁におけるマネー・ロンダリング対策への取組」137 頁税大ジャーナル5号 (2007)。

Division : 内国歳入庁犯罪捜査部) には召喚状の発行、逮捕権、武器の携帯⁽¹⁴⁴⁾、秘密捜査官の潜入捜査等の強力な権限が与えられている。なお、IRS-CI の最大の問題の一つとして、エージェント及びそのスキルが非常に多くの異なる役割に求められていることが挙げられており、1999 年のウェブスター委員会報告は、IRS-CI が租税関連犯罪以外の捜査へ IRS-CI リソースを移行していることを「mission drift」と表現し、IRS 長官に IRS-CI を税務執行業務に戻すよう強く促している⁽¹⁴⁵⁾。

【図表 12】 IRS-CI の分野別着手件数⁽¹⁴⁶⁾

	2016 年	2017 年	2018 年
濫用的タックススキーム	56	77	80
企業不正行為	62	48	74
不正な申告書作成業者プログラム	252	304	224
金融機関（銀行秘密法）	504	499	515
雇用税	137	162	207
金融機関詐欺	66	46	45
ID 窃盗	573	374	164
マネー・ロンダリング	1,201	1,096	1,054
ヘルスケア詐欺	127	124	105
国際取引	221	283	233
麻薬	788	735	723
無申告	206	206	254

(144) IRS は「連邦職員が逮捕権限を有する場合、武器携帯の権限を有するので、特別な授權規定は必要ではない」と判断している (IRS Manual 9.1.2.4.1)。

(145) Mark E. Matthews, IRS Criminal Investigation : A National Asset Being Damaged, TAX NOTES, March 14, 2016, at 1319, 1321.

(146) IRS, “IRS CRIMINAL INVESTIGATION ANNUAL REPORT 2018”, pp124–126, https://www.irs.gov/pub/irs-utl/2018_irs_criminal_investigation_annual_report.pdf, last visited June 17, 2019.

疑わしい還付	495	280	149
腐敗	84	75	107
テロリズム	42	28	34

なお、IRS の他に、入国管理・関税取締局（ICE : Immigration and Customs Enforcement）下の部署である ICE-HSI、警察、司法省下の機関である連邦捜査局（FBI : Federal Bureau of investigation）、国土安全保障省（DHS : Department of Homeland Security）下の機関であるシークレットサービス（USSS : US Secret Service）、麻薬取締局（DEA : Drug Enforcement Administration）、米国財務省の機関であるテロ資金供与・金融犯罪室（TFFC : Office of Terrorist and Financial Crimes）など多数の機関がマネー・ロンダリングの対策に当たっている。

また、司法省（DOJ : Department of Justice）は連邦レベルでの腐敗犯罪の刑事執行の主要な責任を負っており、腐敗対策に特化した部門を持つ。パブリック・インテグリティ部門（Public Integrity Section）はあらゆるレベルの公務員による汚職犯罪に関する事件を調査、告発し、また、選挙犯罪や利害対立犯罪の捜査と起訴を監督する。詐欺部門（Fraud Section）には、外国の贈収賄を犯罪とする海外腐敗行為防止法（FCPA : Foreign Corrupt Practices Act of 1977）に基づいて犯罪事件を調査し起訴する排他的権限がある。マネー・ロンダリング・資産回収部門（Money Laundering and Asset Recovery Section）は腐敗収入の特定と没収に重点を置いており、組織犯罪捜査部門（Organised Crime and Racketeering Section）は、公共腐敗事件の捜査を行う。

米国財務省によって 1990 年に設立された金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN : Financial Crime Enforcement Network）は米国における FIU であり、FinCEN の使命は、米国の国家安全保障を強化し、犯罪活動を抑止、検出し、米国や国際金融システムの透明性を促進することによって金融システムを濫用から守ることであるとされている。これを①銀行秘密法

の管理、②財務情報の分析と共有による法執行機関、情報機関、規制機関の支援、③対外金融インテリジェンス部門との国際協力の構築、④人々、アイデア、情報のネットワーク化により実現する。なお、IRS と FinCEN はともに財務省の機関であるが、別組織である。FinCEN は「連邦、州、及び諸外国の法執行機関によるマネー・ローンダリングその他の金融犯罪の捜査・訴追を支援するために全行政機関にまたがった様々な情報源からの分析を提供する機関」と位置付けられている。FinCEN の業務は行政機関間での情報交換を禁ずる金融プライバシー権利法との抵触の問題、データベース情報への一般アクセス条項を定めた 1974 年のプライバシー法 (Privacy Act) との抵触の問題があり、これらの抵触を解決するため、議会は FinCEN に対するプライバシー関連条項の適用を免除し、財務省も同様の措置を盛り込んだ規則を定めた。これらの動向に対しては、プライバシー擁護論者からプライバシーの基本的原則を侵すものとして強い批判があり、他方、FinCEN に強い権限を付与すべきとの論者は主に複雑なマネー・ロンダリングに対処することの困難性をその論拠としているとされる⁽¹⁴⁷⁾。

(3) 英国

ロンドン市警察 (City of London Police) は英国において詐欺調査をリードする警察組織とされており、経済犯罪捜査局 (ECD: Economic Crime Directorate) は、企業詐欺捜査班 (Fraud Squads)、保険詐欺執行部 (Insurance Fraud Enforcement Department)、国家詐欺情報局 (National Fraud Intelligence Bureau)、警察知的財産局 (Police Intellectual Property Unit)、海外腐敗防止局 (Overseas Anti-Corruption Unit) の 5 つの専門チームで構成される。企業詐欺捜査班 (Fraud Squads) は、地方、国内及び国際警察、公共及び民間部門の機関等と協力して、複雑で重大かつ重要な不正行為の多くを調査している。企業詐欺捜査班

(147) 千代延晃平「米国におけるマネー・ローンダリング対策法制」警察学論集第 51 巻第 11 号 72-74 頁 (1999)。

(Fraud Squads) 内の金融捜査部 (Financial Investigation Unit) やマネー・ロンダリング捜査部 (Money Laundering Investigation Unit) はマネー・ロンダリング活動に関わる組織犯罪グループや個人を捜査対象にしている。

また、ロンドン警視庁 (Metropolitan Police) はロンドン市警察とともに、ロンドンの警察活動の具体的な責任を負う。ロンドン警視庁内の専門刑事業務ユニット (ESCU : Specialist Crime and Operations Unit) は重大な組織犯罪を含む一連の専門警察業務を担当している。

さらに、イギリスでは地方自治体単位で組織されている地方警察 (Territorial Police Forces) が一般警察活動にあたっている。イングランド及びウェールズには 43 (上記ロンドン警視庁及びロンドン市警察を含む)、スコットランド及び北アイルランドに各 1 つの地方警察が設置されている。

国家犯罪対策庁 (NCA : National Crime Agency) は、薬物犯罪、人身売買、重大な銃犯罪、詐欺、コンピューター犯罪及びマネー・ロンダリングを含む重大組織犯罪を防止、発見、調査するために、重大組織犯罪局 (SOCA : Serious Organised Crime Agency) の活動を 2013 年 10 月に引き継いだ。

また、英国の FIU である UKFIU (UK Financial Intelligence Unit) は国家犯罪対策庁に属しており、主に国家犯罪対策庁のスタッフが配置されている。UKFIU の役割は疑わしい活動報告データに正当にアクセスする必要がある全ての英国警察その他の公的機関や団体にサービスを提供することであり、疑わしい活動報告書 (Suspicious Activity Report : SAR) から得られたデータを受け取り、分析、配布を行っている。国際刑事警察機構 (Interpol)、欧州刑事警察機構 (Europol)、シェンゲン情報システム (Schengen Information System) ⁽¹⁴⁸⁾ の英国の連絡窓口として機能してい

(148) 欧州で広く利用される治安と国境管理のための情報共有システムであり、警察や国境警備隊などによる人や物に関する情報警告等が行われる。警告情報には特定の人

る。英国においては金額基準がないことから、通貨取引報告（CTR：Currency Transaction Report）は存在せず、疑わしさについてのデ・ミニミス（De-minimis）制限は存在しない。UKFIU は年間 46 万件を超える SAR を受け取っており、安全なチャンネルを通じて英国の法執行機関と共有されている⁽¹⁴⁹⁾。なお、歳入関税庁（HMRC：Her Majesty's Revenue & Customs）は SAR データを十分に活用するために、少数の SAR チームを FIU に配属している。歳入関税庁は 1990 年代中頃から UKFIU 内に存在を維持しており⁽¹⁵⁰⁾、両者は緊密かつ相互協力的な関係にある。

重大不正捜査局（SFO：Serious Fraud office）⁽¹⁵¹⁾は、1987 年刑事司法法に基づいて 1988 年に設立された。最上位レベルの重大又は複雑な詐欺、贈収賄及び腐敗を扱い、イングランド、ウェールズ、北アイルランドを管轄している（スコットランド、マン島、チャンネル諸島は管轄していない）。重大で組織的な犯罪に直面する課題に取り組むために国家犯罪対策庁、ロンドン市警察、英国警察、歳入関税庁、金融行為規制機構（FCA：Financial Conduct Authority）等と密接に協力している。また、扱う事件が複雑で弁護士等と最初から協力しなければならないため、事件の捜査と訴追の両方を行う。2016-2017 会計年度末には約 400 人のスタッフがおり、捜査官、法律家、フォレンジック会計士、アナリスト、デジタルフォレンジック専門家等、幅広い人材により構成されている。なお、2017 年 9 月 30 日から

や物に関する情報だけでなく、人や物を発見した場合に何をすべきかについての情報も含まれる。

(European Commission, Schengen Information System, https://ec.europa.eu/home-affairs/what-we-do/policies/borders-and-visas/schengen-information-system_en, last visited June 17, 2019.)

(149) National Crime Agency, UK Financial Intelligence Unit, <https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/what-we-do/crime-threats/money-laundering-and-terrorist-financing>, last visited June 17, 2019.

(150) なお、デヴィッド・トーマス「英国におけるマネー・ローンダリング対策」警察学論集第 60 巻第 2 号 41-42 頁（2007）によれば、当時、UKFIU の職員約 200 人のうち税務関係からの出向者が 50 人いる。

(151) Serious Fraud office, About us, <https://www.sfo.gov.uk/about-us/>, last visited June 17, 2019.

は、企業の国際的脱税促進行為防止懈怠に関する罪⁽¹⁵²⁾の調査及び訴追を行う権限を持っている。

(4) オーストラリア

オーストラリア国税庁 (ATO : Australian Taxation Office) は財務省ポートフォリオ⁽¹⁵³⁾の下にあり、脱税と詐欺の抑止、検出、対処に取り組む。また、ATO 内の事業領域である PGH TEC (Private Groups and High Wealth Individuals Tax Evasion and Crime) は刑事捜査及び税金や物品税逃れ等を取扱う。犯罪収益事案や重大金融犯罪タスクフォース (Serious Financial Crime Taskforce) などの重大かつ組織的な犯罪、詐欺行為や、かつてのウィッケンビー・プロジェクト (Project Wickenby) など、複数機関によるタスクフォースに参加している。また、課税及び退職年金制度に関する重大又は複雑な詐欺の犯罪捜査も行っている。なお、実行に捜索令状が必要な場合、ATO は令状を申請し、連邦又は州の警察はその援助が必要かつ合理的であるときに ATO を伴って令状を執行する。租税犯罪の訴追は PGH TEC 内のユニットである「Administrative Prosecution」及び独立した連邦検察官である連邦検察庁 (CDPP : Commonwealth Director of Public Prosecutions) によって行われる。

オーストラリア連邦警察 (AFP : Australian Federal Police) は国の警察力であるとともに、オーストラリア州特別地域の警察行為も行っている (なお、オーストラリアの全ての州と北部準州は独自の警察力を持ちその法律の下での犯罪を扱っている。)

(152) 2017 年犯罪財政法 (Criminal Finances Act 2017) 第 3 部に規定されている。

(legislation.gov.uk, Criminal Finances Act 2017, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/22/part/3/enacted>, last visited June 17, 2019.)

(153) ポートフォリオとは大臣が所管する政策分野のことで、各大臣は、一定のシーリングの下、ポートフォリオ内での資源再配分を行う。(内閣府政策統括官室 (経済財政分析担当)「世界経済の潮流 2010 年 II (2010 年下半年世界経済報告) 財政再建の成功と失敗 : 過去の教訓と未来への展望 (平成 22 年 11 月)」246 頁 (https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa10-02/pdf/s2-10-2-4-02.pdf) (令和元年 6 月 17 日最終閲覧。))。

オーストラリア連邦警察は、麻薬の売買、不法移民、国家の治安や環境に対する罪などを含む、連邦の法律に違反した犯罪を捜査する。司法省ポートフォリオに属し、オーストラリア政府の主要な法執行機関であり、連邦に対する重大又は複雑な詐欺を含む、連邦法にもとづく一連の刑事犯罪を捜査する責任を負っている。刑事事件に関して PGH TEC のスタッフに助言を提供するために、ATO に連絡担当者を派遣している。

オーストラリア刑事諜報委員会（ACIC : Australian Criminal Intelligence Commission）は、2002 年オーストラリア犯罪コミッション法（Australian Crime Commission Act 2002(Cth)）に基づき、重大な組織的犯罪と闘うために設立された司法省の下にある国家犯罪情報機関である。ACIC 役員会（ACIC Board）は ATIC、AFP、州及び準州警察、オーストラリア国境警備隊（Australian Border Force）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC : Australian Securities and Investment Commission）、オーストラリア安全保障情報局（Australian Security Intelligence Organisation）及び司法省（Attorney-General's Department）を含む様々な機関のメンバーから構成され、ACIC の作業優先事項を承認するが、現在「犯罪資産標的特別捜査（Targeting Criminal Wealth Special Investigation）」が優先事項に含まれている。ACIC は従来の方法では入手できない情報を入手することを可能にする強制力があり、国家犯罪情報データベースも管理している。

オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC : Australian Transaction Reports and Analysis Centre）は司法省に属する FIU であり、テロ資金、組織犯罪、脱税を含む重大な犯罪行為の捜査と訴追において、オーストラリアの法執行機関、国家安全保障、特定の国際的カウンターパート等を支援する。AUSTRAC はの銀行やギャンブル、貴金属取引、送金サービスや外国為替販売業者を含む貨幣サービス事業、ノンバンク金融サービス等の主要産業グループを規制している。

2 情報の共有

(1) 概要

各政府機関は金融犯罪と闘うために他の機関の活動に直接関係する個人、企業、取引に関する情報を収集し保持する。この情報を共有できるようにするメカニズムは金融犯罪の予防と検出を改善し、調査をより効果的かつ効率的に実施し、訴追を迅速に行うことを可能にし、犯罪収益の回復の可能性を高める。情報共有に関する 4 つの類型として、①機関の保有する記録またはデータベースに含まれる情報に他機関が直接アクセスできる、②自発的に情報提供する義務（報告義務）がある、③自発的に情報提供することができる（義務ではない）、④要請に応じて情報提供する義務がある、又は、要請に応じて情報提供することができる、が挙げられる。なお、①についてはアクセスする側が、利用可能な情報が何かについて精通していない場合や、システム利用に係る適切な訓練が受けられないような場合は効果が少なくなるであろうし、③については、関与する機関間の長期にわたる協力関係があり、情報提供する側が、どのような情報が受益機関の活動に役立つかをはっきりと理解している場合には非常に効果的である。したがって、いずれの類型が効果が高いかについては、その運用方法にも左右されることになる。

また、税務当局が保有する情報については、租税犯罪以外の犯罪捜査において警察及び検察と情報を共有する税務当局の能力に障壁があり、15 か国において租税犯罪以外の重大な犯罪の疑いを適切な法執行機関に報告する義務が税務当局になく、うち 2 か国（ベルギー、韓国）では租税犯罪以外の犯罪に関連する情報を税務当局が共有（提供）することを明示的に禁止している。税務当局が税務情報を FIU と共有する能力については立場が混在しており、FIU が租税情報を取得することを禁止している国も 2 か国ある。

次に、税務当局及び租税犯罪の調査機関が情報を得られるかについては、①税関保有情報については、税務当局は 22 か国において直接アクセスが

可能となっている。また、租税犯罪の調査機関は税関保有情報を得ることが可能であるが、うち 6 カ国は要請があった場合のみ情報提供される。②警察・検察が保有する情報について、税務当局に対しては 2 か国を除く全ての国が情報提供することが可能であるが、義務ではない国が多く、また、租税犯罪調査を行う機関に対しても全ての国が警察・検察から情報提供可能であるが、5 か国では要請があった場合にのみ情報提供される。③FIU が保有する情報について税務当局が税務調査のために得られるかについては国により状況がかなり異なり、いくつかの国では直接アクセス可能であったり、FIU に自発的に情報提供する義務を課しているが、税務調査のための情報提供を禁じている国も 14 か国ある。租税犯罪の調査機関に対しては、多くの場合、FIU は情報提供することができ情報提供するかどうか決定する裁量権が有するが、要請があった場合のみ可能な国が 3 か国あり、情報共有されない国も 3 か国ある。④金融規制当局の保有情報について、一般に税務当局に情報提供する義務はない。税務当局が直接アクセス可能な国は 1 か国のみであり 4 か国のみが情報共有を義務化している一方、10 か国は情報共有を禁止している。

(2) 英国

HMRC が保有する情報は、HMRC 内のいずれの担当も利用でき、HMRC 詐欺捜査課は犯罪捜査目的で HMRC データベースに直接アクセスできる。税務職員には、租税犯罪ではない犯罪の疑いがあるとき、それを法執行機関に報告する法的義務はないが HMRC が決定すれば報告は可能であり、個々の職員から犯罪の疑いの報告を受ける専門家チームが税務当局内に設立されている。FIU は税務当局の情報に直接アクセスできない。HMRC 刑事情報部は FIU が保有する疑わしい取引報告に、安全なオンライン施設 Moneyweb を経由して直接アクセスできる。イギリスはオンラインシステム Moneyweb により、税務当局が FIU の情報に直接アクセス可能であり、また、Moneyweb で利用できない機密性の高い情報についても要請すれば

取得可能である⁽¹⁵⁴⁾。

3 協力強化モデル

(1) 概要

情報の共有は金融犯罪に対処するための必要条件であるが、各国はさらに進んで各機関が協力して相互利益を得ることができるモデルを開発している。それには①合同調査チーム (joint investigation teams)、②機関間情報センター (Inter-agency centres of intelligence)、③職員の出向や共同配置 (Secondments and co-location of personnel) ④トレーニング、⑤その他のものがある。

①合同調査チームは共通の関心を持つ複数の機関が調査に協力することにより、情報の共有に加え、各機関職員の幅広いスキルと経験を利用することができることに加え、それぞれが個別に調査を行うことによる調査の重複を避けることができ、経験や法的権限に応じて各機関の職員が調査の様々な側面に焦点を当てることを可能にする。オーストラリア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、日本、ルクセンブルグ、マレーシア、オランダ、ポルトガル、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、トルコ、米国で行われている。特に成功例として米国の FIFA (国際サッカー連盟) 調査、オーストラリアのウィッキンビー・プロジェクトなどが挙げられる。米国の FIFA 調査においては、IRS-CI、司法省、連邦捜査局 (FBI) によって捜査された。

②機関間情報センターは多数の機関の情報収集と分析のプロセスを集中化するために設立され、特定の地域や犯罪行為の種類に焦点を当てたり、情報共有においてより広い役割を果たすことができる。センターの参加機

(154) OECD, *supra* note(5), at 22, 480.

関が利用できる方法によりデータにアクセスする場合もあれば、センター自体が特定の情報収集権限を持つ場合もある。参加機関間でデータの収集、処理、分析の費用を分担することができ、コストの削減もできる。オーストラリア、フィンランド、ハンガリー、インド、イスラエル、リトアニア、オランダ、スウェーデン、英国、米国が利用している。米国における SAR-RT が代表的である。

③職員の出向や共同配置については、スキルを移転させる効果的な方法であり、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、ウガンダ、英国、米国で行われている。

④トレーニングは、2以上の機関が参加するものや、他の機関の専門家によって行われるものにおいては、異なる関係当局の職員が個人的関係を築き、共通の問題に対処する際のお互いの経験などを共有する重要な機会が得られる。また、ある機関の職員が、他機関が所轄する犯罪のインジケーターを認識し関連する検察当局や法執行機関に報告等することができるようにすることもできる。トレーニングプログラムを機関間の協力を強化するために用いる国は、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、チェコ共和国、デンマーク、エクアドルエストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウガンダ、英国が挙げられる。

⑤その他の例としては、共有データベースの利用、ニュースレターなどによる情報の普及などが挙げられる。

(2) 米国

イ Suspicious Activity Report Review Teams (SAR-RT)

米国では疑わしい取引報告情報に関して、その分析活動による捜査支援を目的に、IRS-CI、麻薬取締局、入国・税関取締局、FBI 等の連邦法執行機関及び州・地方法執行機関の捜査官・アナリストにより Suspicious Activity Report Review Team (SAR-RT) が編成されている。SAR-RT の分析結果は、参加する法執行機関間で共有され、個別の分析内容によっては直接的な事件端緒となる事例も見られる⁽¹⁵⁵⁾。

ロ 合同捜査

IRS は司法省の承認の下、IRS-CI との合同調査を行う法執行機関と情報を共有することができる⁽¹⁵⁶⁾。具体的事例として、国際サッカー連盟 (FIFA) の腐敗捜査が挙げられる。これは税務当局及び腐敗防止当局だけでなく、外国の法執行機関等との協力を成功させた例であり、司法省、連邦捜査局 (FBI) とともに、IRS-CI によって捜査された。FIFA 役員と企業幹部との間で贈収賄、マネー・ロンダリング共謀、通信詐欺⁽¹⁵⁷⁾等の違法行為が行われていた。FIFA 役員はワールドカップトーナメントの開催国の決定やメディア及びマーケティングの権利のための有利な契約を裁定する票と引き換えに賄賂やキックバックを收受していたが、この賄賂やキックバックの支払いは虚偽の契約の作成やバックデートなどが行われ、また、支払いの真の出所を隠すためオフショアの口座が用いられた。FIFA 執行委員会のメンバーであったチャールズ・ブレイザー氏は 2005 年から 2010 年まで米国の所得税申告を行わず、外国銀行金融口座レポート (FBAR : Report of Foreign Bank and Financial Accounts) ⁽¹⁵⁸⁾の提出も行わなかった。ブレイザー氏は所得税の脱税と

(155) 岡崎・前掲注(140)138-139 頁。

(156) OECD, *supra* note(5), at 489.

(157) 電話、ラジオ、電子メール等の電子通信を使った詐欺のこと。電子通信詐欺法 (Wire Fraud Act) 参照。

(158) FBAR の目的は米国外にある金融口座を米国当局に報告させることにあり、IRS

FBAR 不提出の嫌疑について罪を認めた。

(3) 英国

イ 政府組織間の協力

(イ) パナマペーパー・タスクフォース (Panama Papers TaskForce) 及び合同金融分析センター (Joint Financial Analysis Centre) ⁽¹⁵⁹⁾

2016 年 4 月に設立が発表されたパナマペーパー・タスクフォースは、国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ : International Consortium of Investigative Journalists) によるいわゆる「パナマペーパー」の情報 (intelligence) を分析するタスクフォースであり、歳入関税庁 (HMRC)、重大不正捜査局 (SFO)、国家犯罪対策庁 (NCA)、金融行為規制機構 (FCA) からの出向者などにより構成されている。同タスクフォースは、合同金融分析センター (Joint Financial Analysis Centre) を設立し、同センターはタスクフォースが収集したデータ、情報を利用して最先端のソフトウェアツールと技術を開発することにより、タスクフォースが最良の情報にアクセスできるようにしている。

(ロ) トレーニング協力

歳入税関庁、重大不正捜査局及び国家犯罪対策庁は、複雑なマネー・ロンダリング等に対応するための新たな訓練プログラムの開発を協力して行っている。法人の濫用によるもの、貿易ベース・マネー・ロンダリングの潜在的問題、いわゆるプロフェッショナル・イネーブラーの役割など、各機関が有する複雑なマネー・ロンダリングに関する経験が利用される。

に対して提出する確定申告書 (Form1040) とは別に、FinCEN に対して報告を行う。
(159) UK Parliament, Panama Papers Taskforce : Written statement - HCWS247, <https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2016-11-08/HLWS247/>, last visited June 17, 2019.

ロ 官民協力

(イ) 国家経済犯罪センター (NECC : National Economic Crime Centre) ⁽¹⁶⁰⁾

NECC は、2018 年 10 月 31 日に、経済犯罪に対する対応の調整、任務遂行、公的部門及び民間部門のあらゆる分野からの情報と能力の活用により最も効果的な方法で経済犯罪に取り組むことを目的に設立された国家機関であり、国家犯罪対策庁、重大不正捜査局、金融行為規制機構、ロンドン市警察、歳入税関庁、検察庁 (CPS : Crown Prosecution Service)、内務省 (Home Office) 及び民間部門のスタッフにより構成されている。

(ロ) 合同マネー・ロンダリング情報タスクフォース (JMLIT : Joint Money Laundering Intelligence Taskforce) ⁽¹⁶¹⁾⁽¹⁶²⁾

JMLIT は 2014 年に設立されたタスクフォースであり、国家経済犯罪センターに属している。マネー・ロンダリング及び広範な経済犯罪に関する情報を交換及び分析するための、法執行機関と金融部門との間のパートナーシップである。同タスクフォースは、40 以上の金融機関、金融行為規制監督局、Cifas⁽¹⁶³⁾、国家犯罪対策庁、歳入税関庁、重大不正捜査局、ロンドン市警察、ロンドン警視庁により構成されている。同タスクフォースの優先事項として、①贈収賄・汚職による収益のマネー・ロンダリング、②貿易ベース・マネー・ロンダリング、③人身取引及び組織的移民犯罪による収益のマネー・ロンダリング、④テロ資金供与が挙げられている。JMLIT は創設以来非常に良い結果を生み

(160) National Crime Agency, National Economic Crime Centre, <https://nationalcrimeagency.gov.uk/what-we-do/national-economic-crime-centre>, last visited June 17, 2019.

(161) *Ibid.*

(162) JMLIT, “Public-private information sharing partnerships to tackle money laundering in the finance sector”, <http://thecommonwealth.org/sites/default/files/inline/4%20UK%20approach%20to%20public-private%20partnerships.pdf>, last visited June 17, 2019.

(163) 次頁参照。

出してきた官民情報共有のための革新的なモデルであり、国際的に成功事例の一つであると考えられている。

(ハ) Cifas (Credit Industry Fraud Avoidance System) ⁽¹⁶⁴⁾

Cifas は 1988 年 11 月に設立された非営利の詐欺防止会員組織であり、英国で最大の不正行為事例データベースを管理している。会員はあらゆる分野の組織であり、詐欺を防止し検出するために 400 を超える組織間でのデータの共有を促進している。2017 年には政府機関として初めて内務省が 400 番目の会員となった。Cifas は会員による詐欺報告を国家詐欺情報局 (NFIB: National Fraud Intelligence Bureau) に情報提供している。また、Cifas の犯罪データは国家犯罪対策庁や警察にも提供され、マネー・ロンダリング、詐欺、汚職、その他の重大で組織的な犯罪などに対する対策を支援している。合同詐欺対策タスクフォース (Joint Fraud Taskforce) ⁽¹⁶⁵⁾、JMLIT のパートナーである。

(ニ) その他

歳入税関庁は①英国マネー・ロンダリング諮問委員会 (UK Money Laundering Advisory Committee)、②疑わしい活動報告 (SAR) レジーム委員会 (Suspicious Active Report (SAR) Regime Committee) に参加している。①は英国のマネー・ロンダリングに取り組むための戦略的アプローチを開発するための、政府機関、業界代表者 (会計機関、英国銀行協会、英国決済サービス等) 及び法執行機関向けのフォーラムであり、②は SAR 制度に関与する法執行機関及び業界代表者によって構成される。

(164) Cifas, What is Cifas?,

<https://www.cifas.org.uk/about-cifas/what-is-cifas>, last visited June 17, 2019.

(165) GOV.UK, Joint Fraud Taskforce Management Board,

<https://www.gov.uk/government/groups/joint-fraud-taskforce-management-board>, last visited June 17, 2019.

(4) オーストラリア

イ 政府機関間協力

(イ) ウィッケンビー・プロジェクト (Project Wickenby) ⁽¹⁶⁶⁾⁽¹⁶⁷⁾

ウィッケンビー・プロジェクトはオフショアの秘密保持契約の濫用の促進又は参加を防止することにより、オーストラリアの金融及び規制制度の健全性を保護することを目的として 2006 年に設立されたタスクフォースである。オーストラリア国税庁がプロジェクト全体の主導機関であり、他にオーストラリア犯罪委員会 (2016 年 7 月 1 日にオーストラリア刑事課報委員会となった)、オーストラリア連邦警察、オーストラリア証券投資委員会、連邦検察庁、AUSTRAC、司法省、オーストラリア政府弁護士などが参加し、国内及び国際機関と協力し、結果として 76 人が告発され 46 人が有罪判決を受け、9 億 8,567 万豪ドルが回収され、2015 年 6 月 30 日に終了した。

ウィッケンビー・プロジェクトに関し、各機関が情報をより広く共有できるようにする特別法が制定されるなどしたが、そのうち最も主要なものは 1953 年税務行政法 (Taxation Administration Act 1953) の改正である⁽¹⁶⁸⁾。同法改正により、ウィッケンビー・プロジェクトに対する納税者情報の開示を一定の場合に国税庁長官に認める Section 3G が導入された⁽¹⁶⁹⁾。(なお、その後 Section 3G は納税者の秘密保護

(166) Australian Taxation Office, Project Wickenby results, <https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/news-and-results/Project-Wickenby-results/>, last visited June 19, 2019.

(167) Commonwealth Director of Public Prosecutions, Project Wickenby, <https://www.cdpp.gov.au/crimes-we-prosecute/fraud/project-wickenby>, last visited June 19, 2019.

(168) Australian National Audit Office. (2012). “The Auditor-General Audit Report No.25 2011-12 Performance Audit Administration of Project Wickenby”, p76, <https://www.anao.gov.au/sites/default/files/201112%20Audit%20Report%20No%2025.pdf>, last visited June 19, 2019.

(169) Australian Taxation Office legal database, SECTION 3G, <https://www.ato.gov.au/law/view/document?docid=PAC/19530001/3G>, last visited June. 19, 2019.

規定の見直しに伴い、附則 1 (Schedule 1) の Section 355-70⁽¹⁷⁰⁾に置き換えられ廃止された⁽¹⁷¹⁾。)

(ロ) 重大金融犯罪タスクフォース (Serious Financial Crimes Taskforce) ⁽¹⁷²⁾⁽¹⁷³⁾

重大金融犯罪タスクフォースは、オーストラリアにおける重大な金融犯罪を対象とした複数機関によるタスクフォースであり、ウィックンビー・プロジェクトの成功を基盤に 2015 年 7 月 1 日に始動した。オーストラリア連邦警察によって率いられており、オーストラリア国税庁、オーストラリア犯罪委員会、司法省、AUSTRAC、オーストラリア証券投資委員会、連邦検察庁、オーストラリア国境警備隊が参加し、詐欺汚職防止センター (Fraud and Anti-Corruption Centre) の一部を構成している。タスクフォースの対象は重大な詐欺、マネー・ロンダリングなどであるが、現在の優先事項は国際的な脱税、不正なフェニックス活動 (illegal phoenix activity) ⁽¹⁷⁴⁾、信託及び年金に関する犯罪とされており、2019 年 4 月 30 日現在、5 人が有罪判決を受け、3 億 100 万豪ドルが回収されている⁽¹⁷⁵⁾。なお、1953 年税務行政法の

-
- (170) Federal Register of Legislation,
https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00142/Html/Volume_2, last visited June 19, 2019.
- (171) Australian National Audit Office, *supra* note(165), at 76.
- (172) Australian Federal Police, Serious Financial Crime Taskforce,
<https://www.afp.gov.au/what-we-do/crime-types/fraud/serious-financial-crime-taskforce>, last visited June 19, 2019.
- (173) SERIOUS FINANCIAL CRIME TASKFORCE “Serious Financial Crime Taskforce factsheet”,
<https://afp.gov.au/sites/default/files/PDF/serious-financial-crime-taskforce-factsheet.pdf>, last visited June 4, 2019.
- (174) 税金の支払いや債務返済を避けるために、故意に会社を清算し、その会社の事業を継続するために新しい会社を創設することをいう。
 (Australian Taxation Office, Illegal phoenix activity,
<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/Our-focus/Illegal-phoenix-activity/>, last visited June 19, 2019.)
- (175) Australian Taxation Office, Serious financial crime results,
<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/News-and-results/Serious-financial-crime-results/>, last visited June 19, 2019.

附則 1 (Schedule 1) の Section 355-70⁽¹⁷⁶⁾及び 2017 年税務行政規則 (Taxation Administration Regulations 2017) の Section 67⁽¹⁷⁷⁾により、オーストラリア国税庁が保有する納税者情報の同タスクフォースに対する開示が一定の場合に認められている。

なお、他のタスクフォースとして、租税回避タスクフォース (Tax Avoidance Taskforce)⁽¹⁷⁸⁾、フェニックスタスクフォース (Phoenix Taskforce)⁽¹⁷⁹⁾などがある。

ロ 官民協力

(イ) Fintel Alliance⁽¹⁸⁰⁾

Fintel Alliance は、2017 年 3 月 3 日に AUSTRAC によって設立された、マネー・ロンダリングとテロ資金供与に対抗する官民パートナーシップであり、①民間セクターのパートナーが不審な取引をより簡単に特定し報告することを支援すること、②法執行機関が犯罪者をより迅速に逮捕し起訴することを支援すること、③知識を築き、知見を蓄積するために学会と協力することの 3 点を運用目標としている⁽¹⁸¹⁾。Fintel Alliance のパートナーには AUSTRAC、オーストラリア連邦警察、ニューサウスウェールズ州警察、オーストラリア国税庁、オーストラリアの四大市中銀行であるナショナルオーストラリア銀行、オーストラリア・コモンウェルス銀行、オーストラリア・ニュージーランド

(176) Federal Register of Legislation, *supra* note(167).

(177) Federal Register of Legislation, Taxation Administration Regulations 2017, <https://www.legislation.gov.au/Details/F2019C00290>, last visited June 19, 2019.

(178) Australian Taxation Office, Tax Avoidance Taskforce,, <https://www.ato.gov.au/general/Tax-avoidance-taskforce/>, last visited June 19, 2019.

(179) Australian Taxation Office, Phoenix Taskforce, <https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/Our-focus/Illegal-phoenix-activity/Phoenix-Taskforce/>, last visited June 19, 2019.

(180) AUSTRAC, Fintel Alliance launch, <http://austrac.gov.au/fintel-alliance-launch>, last visited June 19, 2019.

(181) AUSTRAC, About the Fintel Alliance, www.austrac.gov.au/sites/default/files/fa-6fold-brochure.pdf, last visited Dec.12, 2018.

銀行、ウェストパック銀行、及び Western Union、Paypal が含まれ、ほぼリアルタイムの情報を交換することで運用される。

(ロ) その他

オーストラリア国税庁はオーストラリア銀行協会（ABA : Australian Banking Association）、オーストラリア保険協議会（ICA : Insurance Council of Australia）及び税務代理人委員会（Tax Practitioners Board）など、多くの業界団体や主要団体と連携している。

第 2 節 OECD 勧告

1 概要

OECD 租税委員会は、1998 年以降、G7 の要請に応じて、FATF と共に税務当局とマネー・ロンダリング規制当局の協力を促進する方法を検討してきた。OECD はマネー・ロンダリングを含む金融犯罪対策においては「政府一体アプローチ」(whole of government approach) により取り組むべきとし、各対策機関が孤立して活動すべきではないこと、及び、政府一体アプローチにおいては、法律上の障壁（各機関の情報共有の制限又は禁止）、運用上の障壁（手順の非効率性、他機関が必要とする情報が何かについての認識不足等）、政策上の障壁（政府が法律上、運用上の障壁の削減に消極的なこと）が存在することを明らかにしている。

そして、政府一体アプローチにおいて税務当局には重大犯罪（脱税、贈収賄、腐敗、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等）の発見、報告における大きな役割が認められることから、その役割を果たすために他機関との情報共有を可能にすることが必要であり、特に FIU の保有する「疑わしい取引の報告」については、税務当局がそれを最大限有効利用することができる法的枠組みを提供することはもとより、「疑わしい取引の報告」の最大限の有効活用を促進する運用上の構造や手順にも目を向けるべきであること、また、重

大犯罪(腐敗、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等)の嫌疑については、税務当局から関係法執行機関又は FIU に対する報告を義務化することなどを勧告している⁽¹⁸²⁾。

2 OECD 勧告と諸外国の取組

上記 1 における OECD 勧告に関して諸外国の取組を見ると、イギリスはオンラインシステム Moneyweb により、税務当局が FIU の情報に直接アクセス可能であり、また、Moneyweb で利用できない機密性の高い情報についても要請すれば取得可能である⁽¹⁸³⁾。また、FIU が、税務当局が必要とする情報がどのようなものであるかの認識を高められるよう、税務当局が支援することも必要であるが、この点につきアイルランドでは、FIU と税務当局の専門家が定期的に面会し議論をしている⁽¹⁸⁴⁾。また、米国では疑わしい取引報告情報に関して、その分析活動による捜査支援を目的に、IRS-CI、麻薬取締局、入国・税関取締局、FBI 等の連邦法執行機関及び州・地方法執行機関の捜査官・アナリストにより SAR-RT が編成されている。SAR-RT の分析結果は、参加する法執行機関間で共有され、個別の分析内容によっては直接的な事件端緒となる事例も見られる⁽¹⁸⁵⁾。

また、上記③について、英国においては、税務職員には租税犯罪以外の犯罪の嫌疑があるとき、それを法執行機関に報告する法的義務はないが、歳入関税庁が決定すれば報告することは可能であり、個々の職員から犯罪の嫌疑の報告を受ける専門家チームが税務当局内に設立されている⁽¹⁸⁶⁾。また、スイスは、2011 年から税務職員を含め全ての連邦の公務員に、業務上知り得た全ての軽罪及び重罪の疑いについて検察に報告する義務を課しており、税務職員がこの義務に従って報告することを支援する部門が税務当局内に存在す

(182) OECD, *supra* note (5), at 28-30.

(183) OECD, *supra* note (5), at 22, 480.

(184) OECD, *supra* note (5), at 23, 324.

(185) 岡崎・前掲注(143)138-139 頁。

(186) OECD, *supra* note (5), at 23,480.

る⁽¹⁸⁷⁾。

第3節 守秘義務と告発義務

OECD はマネー・ロンダリングを含む金融犯罪対策においては「政府一体アプローチ」(whole of government approach)により取り組むべきとし、各対策機関が孤立して活動すべきではないとしている。

マネー・ロンダリングの調査について、大別すると、①警察当局主導型、②税務当局主導型、③複数の関係政府機関によるマルチタスクフォース型に分類できると考えられるが⁽¹⁸⁸⁾、政府一体アプローチと最も整合するのは上記③の複数の関係政府機関によるマルチタスクフォースによるものであるといえる。

津田尊弘氏は、「外国においては、捜査を開始するに当たり、前提犯罪(マネロンの場合)やテロ行為(テロ資金供与の場合)からではなく、まず不正な資金の流れから捜査に入り(“まずカネを追いかけて”・Follow the money)、資金の流れを突き止めつつ前提犯罪等の解明に入ることが多くあります。このような、資金の流れに着目した捜査は、一般に『金融捜査』と呼ばれ、欧米で広く行われています。なお、日本では、もちろん資金の流れを解明することはマネー・ロンダリング罪の立証に不可欠ですが、基本的には前提犯罪の捜査を始めたうえでマネロン罪の捜査を行いますので、少なくとも外国に比べて金融捜査が前面に出ることは少ないと思います。」と述べられる⁽¹⁸⁹⁾。税務当局は金融捜査の適性が高いと考えられ、例えば米国においては、内国歳入庁にマネー・ロンダリングの捜査権が付与されており、他の法執行機関との合同捜査の中で脱税捜査で培った捜査技術により資金捜査を担うものとなっている(上記②の税

(187) OECD, *supra* note (5), at 23,460.

(188) 千地雅巳「脱税がマネー・ロンダリングの前提犯罪とされた場合の論点」税大論叢 82号 288-303頁 (2015)。

(189) 津田・前掲注(30)24-25頁。津田尊弘氏は、国際的にはマネー・ロンダリング対策とテロ資金供与対策が同じカテゴリーとして議論される傾向にあることについて、いずれも、前提となる犯罪に着目するのではなく、不正な資金の流れそのものに着目し、これを防止し取り締まることに主眼が置かれていると述べられる。

務当局主導型ということもできると考えられる)。しかしながら、IRS-CI の特別査察官には武器の携帯まで認められているなど、我が国の税務当局とは異なる状況にあり、また、内国歳入庁は本来の業務（税務）に戻るべきとの批判も根強い。我が国においても財務省設置法 19 条に定められる国税庁の任務を鑑みると、同様の批判が考えられる。さらに、近年のマネー・ロンダリングにおける複雑化、国際化が進展している状況からすれば、その対策に当たっては、複数の関係政府機関及び必要に応じて外国の捜査当局とも協力し対策を行う必要性が高いと考えられる。

ここで、OECD は重大犯罪（腐敗、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等）の嫌疑については、税務当局から関係法執行機関又は FIU に対する報告を義務化することを勧告している。この点、本庄資名誉教授は、『守秘義務』と『告発義務』の法的義務の衝突を巡る法解釈について学説が対立し、これによって各省庁間の『連絡』『情報の共有』が妨げられている。⁽¹⁹⁰⁾と述べられる。そこで、以下「守秘義務」と「告発義務」の関係につき以下で検討を行う。

1 告発義務

我が国において、刑事訴訟法 239 条 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定めている。これは、「行政が適正に行なわれるためには、各種行政機関が相互に協力して一体として行政機能を発揮することが重要であるところ、犯罪の捜査ないし公訴権の行使といった刑事に関する行政作用についても、その適正な運用を図るためには各種行政機関の協力が必要であることに加え、告発に裏付けられた行政運営を行うことにより、行政の機能がより効果的に発揮されることを期待する趣旨」⁽¹⁹¹⁾によるものである。

ここで、告発義務の性質については、訓示規定とする説⁽¹⁹²⁾も見られ、同旨

(190) 本庄・前掲注(6)788 頁。

(191) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)466 頁。

(192) 青柳文雄『五訂刑事訴訟法通論上巻』339 頁（立花書房、1976）。

の下級審判例⁽¹⁹³⁾もあるが、通説は義務規定と解し、その違反は国家公務員法 82 条 1 項 2 号、地方公務員法 29 条 1 項 2 号の懲戒事由に当たるとされている⁽¹⁹⁴⁾。

2 守秘義務

国家公務員法 100 条（秘密を守る義務）は「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定し、同法 109 条 12 号は、この規定に違反して秘密を漏らした者は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する旨を規定している。ここにいう「職務上知ることのできた秘密」とは、職務上の秘密のみでなく、職務上知ることのできた私人の秘密をも含むと解される⁽¹⁹⁵⁾。

また、国税通則法 127 条は、「国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行行情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定し、国家公務員法上の秘密漏洩罪の罰則を重課した規定を設けている。国税通則法 127 条は、「納税者等の秘密を国家公務員法よりも手厚く保護しようとしている規定であり、その秘密を保護することによって、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告したり、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開

(193) 名古屋高判昭和 26 年 6 月 14 日高刑集 4 卷 7 号 704 頁、東京高判昭和 27 年 1 月 31 日高刑集 5 卷 2 号 160 頁等。

(194) 安富・前掲注(7)80 頁。

(195) 金子・前掲注(2)913 頁。

されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とする（平成 7 年 7 月 19 日東京高判国税速報 4830 号 1 頁）。⁽¹⁹⁶⁾とされる（下線筆者）。

3 告発義務と守秘義務の関係

公務員の告発義務と守秘義務の関係について、通説は「官吏又は公吏がその職務の執行上訴の職務内容に関係ある犯罪行為を発見した場合、刑事訴訟法 239 条 2 項に基づきこれを告発することは、刑事訴訟法上の義務であり、当該義務の履行としてなされる以上、告発の対象となる犯罪事実が当該官公吏の『職務上知ることのできた秘密』であると『職務上の秘密』であるとを問わず、法令により当然に行うべき正当行為として許容され、守秘義務違反は成立しない。……行政機関は、それぞれが固有の行政目的の遂行にあっているものであるから、この告発を行なうことが、当該官吏または公吏の属する行政機関の行政運営に重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによってもたらされる不利益より大であると認められるような場合にまで、なお告発すべきものとしている趣旨とは解されていない。また、告発の前提として、官吏または公吏において、その職務を行うことにより合理的根拠に基づき犯罪があると思料されることが必要であるが、これにあたるか否かは、具体的事案に即して官吏または公吏において判断することになる。したがって、告発を行なうべきか否かは、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断されることになり、これらの理由に基づいて告発をしないこととしても、直ちに本項に違反するものではない」⁽¹⁹⁷⁾としている。

(196) 武田昌輔監修『DHC コメントール国税通則法第 3 卷』（第一法規）5405 の 5 頁。
同旨、金子・前掲注(2)914 頁参照。

(197) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)466 頁。

また、慶應義塾大学の安富潔名誉教授は、「公務員が職務上知り得た秘密に属する事項については、103 条、144 条との均衡上、告発義務を負わないものと解される。しかし、その事項を告発して犯人処罰を求めることについての公益上の要請が強い場合には、告発を行っても、法令による正当な行為として国家公務員法 100 条等の守秘義務に関する規定に違反するものではないと解される。」⁽¹⁹⁸⁾と述べられる。

刑事訴訟法 103 条（公務上秘密と押収）は「公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定し、同法 144 条（公務上秘密と証人尋問）は「公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定している。刑事訴訟法 103 条は「刑事手続における事案の真相の解明という利益を凌駕する国の重大な利益を保護する趣旨で、公務員の押収拒絶権を認めたもの」⁽¹⁹⁹⁾であり、同法 144 条は「実体的真実の発見に優越する国の秘密保持の必要の見地から、証人適格を制限したものである。押収に関する 103 条と趣旨を同じくしている。」⁽²⁰⁰⁾とされる。いずれも、「国の重大な利益を害する場合」については、当該監督官庁は承諾を拒むことができ、国の重大な利益を害するかどうかは、当該監督官庁の判断に委ねられている。そして、国の重大な利益を害する場合とは、「その事実が公開されることによって国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のある場合、公安の維持に重大な支障を生ずるおそ

(198) 安富・前掲注(7)80 頁。

(199) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)213-214 頁。

(200) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)259 頁。

れがある場合、その他各種行政の運営上著しい支障を生ずるおそれのある場合等がこれにあたる」⁽²⁰¹⁾とされている。

4 考察

告発義務と守秘義務の関係につき、刑事訴訟法 103 条(公務上秘密と押収)及び同法 144 条(公務上秘密と証人尋問)は、「国の重大な利益を害する場合」については、守秘義務が優先することを認めたものと解される。そして、「国の重大な利益を害する場合」として、その事実が公開されることによって①国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のある場合、②公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがある場合、③その他各種行政の運営上著しい支障を生ずるおそれのある場合等がこれにあたりと解されている。ここで、国税通則法 127 条に定められる守秘義務は、東京高裁平成 7 年 7 月 19 日判決(税資 213 号 193 頁)によれば、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものであることから、納税者等の秘密を公開した場合、上記③「行政の運営上著しい支障を生ずるおそれ」がある、すなわち「国の重大な利益を害する場合」に当たると考えられ、刑事訴訟法 103 条及び 144 条との均衡を考えると、刑事訴訟法 239 条 2 項に定める告発義務に基本的に優先すると考えられる。しかし、納税者等の秘密を公開しなければ、上記①国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のある場合、②公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがある場合にあっては、その事項を告発して犯人処罰を求めることについての公益上の要請がきわめて強いと考えられることから、告発を行っても、法令による正当な行為として国家公務員法 100 条及び国税通則法 127 条の守秘義務に関する規定に違反するものではないと考えられる。したがって、守秘義務が告発義務に優先するか否かの判断は、個別の事案ごとに、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的か

(201) 松尾監修・松本ほか編著・前掲注(8)214 頁。

つ慎重に検討して判断されることになる考える。

税務当局がマネー・ロンダリングに関する情報を得たときにそれを提供すべきか否かの判断については、組織的犯罪処罰法においてマネー・ロンダリング罪が定められる趣旨に基づいて判断すべきと考える。すなわちマネー・ロンダリング行為の処罰規定は、犯罪収益を保持・運用する行為が、犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されることによって合法的な経済活動に悪影響を及ぼすという反社会性、法益侵害性に着目して、これを処罰するものであり、これらの行為は、財産犯によって得た財物の費消行為のような新たな法益侵害を伴わない不可罰的事後行為とは異なるとされる⁽²⁰²⁾。したがって、犯罪収益が個人的な遊興費として費消されていた場合などは組織的犯罪処罰法におけるマネー・ロンダリング罪の趣旨になじまないと考えられることから情報提供対象から除外すべきと考える。

なお、このような判断を行うに当たっては、運用上の取組として、英国やスイスの取組を参考に、税務当局内に専門部署を設けることも検討すべきと考える。

(202) 三浦ほか・前掲注(1)112頁。

結びに代えて

マネー・ロンダリング、テロ資金供与、腐敗などの重大な金融犯罪の調査には、複数の関係法執行機関が協力して取り組む政府一体アプローチが求められ、さらには外国当局との協力も必要とされる。したがって、これらに対する取組については、複数の関係政府機関によるタスクフォースを設立し、必要に応じて守秘義務の解除を検討していくという方向性が考えられる。

また、刑事訴訟法 239 条 2 項（公務員の告発義務）を根拠に関係政府機関へ一律的な情報提供を行うことは困難であり、個々の犯罪について公務員の告発義務と守秘義務の関係を検討し、相対する公益を比較衡量すべきである。比較衡量に当たっては、マネー・ロンダリング罪の趣旨、保護法益（①組織的犯罪の助長を防ぐこと（犯罪組織の維持・拡大への利用、将来の犯罪活動への再投資を防ぐこと）、②健全な経済活動（事業活動に投資されることによる、合法的な経済活動への悪影響を防ぐこと））に鑑み真に情報提供が必要なものかを検討する必要があるとともに、その検討等を行う専門部署を税務当局内に設けることなどを英国やスイス等の例を参考に検討すべきと考える。

情報提供すべきものとしては、国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性のあるもの、公安の維持に重大な支障を生ずるおそれがあるもの、組織的な犯罪集団が関連する犯罪や、国際組織犯罪防止条約において犯罪化が義務付けられている罪、例えば公務員、外国公務員の贈収賄等に係る情報は提供すべきと考えるが、犯罪収益が個人的な遊興費として費消されていた場合などは組織的犯罪処罰法におけるマネー・ロンダリング罪の趣旨になじまないと考えられることから情報提供対象から除外すべきと考える。

米国は、かつてマネー・ロンダリングを「進行中の脱税」（*tax evasion in progress*）であるとし、現在においても財務省・IRS の重要な法執行活動の対象としている。脱税とは、違法又は合法の収益について、「仮装・隠ぺい」（すなわち、組織的犯罪処罰法 10 条の「仮装・隠匿」というマネー・ロンダリング）を行い、それに基づき虚偽の確定申告書を提出する、または確定申告自体を行

わないことであると考えれば、マネー・ロンダリングはまさに進行中の脱税である。

近年のマネー・ロンダリングは、前提犯罪には関与せずマネー・ロンダリングを請け負うプロのマネー・ロンダラーにより、複雑・高度化、国際化が進んでおり、これに対抗するためには、国内の政府組織間の協力、官民の協力、そして他国の関連政府機関等との協力のいずれも不可欠であると考えられる。また、マネー・ミュールのように、一般市民が犯罪とは特に意識せずにマネー・ロンダリングに巻き込まれることもあり得る状況となっている。これを防ぐためには、マネー・ロンダリングについての知識を国民全体が得られるよう、官民の連携による対策も必要であろう。

FATF の第四次相互審査がまもなく開始され、本稿の執筆後に結果が公表されることになるが、その結果によっては、今後、税務当局によるマネー・ロンダリングの対策、調査支援がより強く求められることもあり得る。本稿が、マネー・ロンダリングに対し税務当局として何ができるのか、何をすべきなのかについて議論が深まるきっかけとなれば幸いである。